

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月15日
【会社名】	株式会社ワイヤレスゲート
【英訳名】	WirelessGate, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 池田 武弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03-6433-2045
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート・マネジメントグループ長 小島 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03-6433-2045
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート・マネジメントグループ長 小島 聡
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 298,350,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 179,478,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 79,560,000円 （注）募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有 価証券届出書提出時における見込額であります。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	300,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。1単元の株式数は100株となっております。

- （注）1．平成24年6月15日（金）開催の取締役会決議によっております。
- 発行数については、平成24年7月2日（月）開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 「第1募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、68,000株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である若本英徳、池田武弘及び原田実（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。
 - 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成24年7月10日（火）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成24年7月2日（月）開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	300,000	298,350,000	161,400,000
計（総発行株式）	300,000	298,350,000	161,400,000

- （注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成24年6月15日（金）開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成24年7月10日（火）に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,170円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は351,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成24年 7月11日(水) 至 平成24年 7月13日(金)	未定 (注) 4	平成24年 7月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成24年7月2日(月)に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成24年7月10日(火)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成24年7月2日(月)開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成24年7月10日(火)に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成24年7月10日(火)に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成24年7月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成24年7月3日(火)から平成24年7月9日(月)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 新都心営業部	東京都新宿区西新宿六丁目12番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成24年7月18日(水)までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
計	-	300,000	-

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成24年7月2日(月)に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成24年7月10日(火))に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
322,800,000	6,300,000	316,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,170円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額316,500千円については、設備資金として250,000千円(平成24年12月期:50,000千円、平成25年12月期:100,000千円、平成26年12月期:100,000千円)、運転資金として66,500千円(平成25年12月期:42,500千円、平成26年12月期:24,000千円)を充当する予定であります。

設備資金の内訳としましては、SNSアプリケーション・サービスにおけるサーバの購入及びソフトウェアの開発費として平成24年12月期に50,000千円、ワイヤレス・ブロードバンドサービスにおける通信機器の購入及びサーバ増強等の資金として200,000千円(平成25年12月期:100,000千円、平成26年12月期:100,000千円)を充当する予定であります。

運転資金の内訳としましては、SNSアプリケーション・サービスにおける販売促進費として48,000千円(平成25年12月期:24,000千円、平成26年12月期:24,000千円)を充当し、残額を平成25年12月期の販売手数料に充当する予定であります。

なお、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく予定です。

- (注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成24年7月10日（火）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	153,400	179,478,000	東京都渋谷区 吉澤 敏行 77,500株 東京都新宿区北新宿三丁目20番1号 株式会社ヨドバシカメラ 75,900株
計(総売出株数)	-	153,400	179,478,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、68,000株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,170円)で算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成24年 7月11日(水) 至 平成24年 7月13日(金)	100	未定 (注)2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注)3

(注)1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件(2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成24年7月10日(火))に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件(2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	68,000	79,560,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	68,000	79,560,000	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5 に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,170円)で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成24年 7月11日(水) 至 平成24年 7月13日(金)	100	未定 (注) 1	S M B C日興 証券株式会社 及びその委託 販売先金融商 品取引業者の 本店及び全国 各支店	-	-

- (注) 1 . 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 . 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成24年7月10日（火））に決定する予定であります。
- 3 . S M B C日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
- 4 . 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 5 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出しについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、68,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成24年8月10日（金）を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成24年8月10日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成24年7月10日（火）に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からS M B C日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人である株式会社ヨドバシカメラ、貸株人かつ当社役員である若本英徳、池田武弘及び原田実、当社株主である藤沢昭和並びに当社ストックオプション保有者かつ当社役員である小島聡及び山田啓之は、S M B C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日から、上場（売買開始）日（当日含む）後180日目の平成25年1月14日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を約束しております。

また、当社株主であるジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合、安田企業投資4号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合、M I C イノベーション3号投資事業有限責任組合、横浜メリット1号投資事業有限責任組合及びみなどみらいベンチャー投資号投資事業組合は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式（潜在株式を含む。）を売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1. 事業の概況」から「3. 事業の内容」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

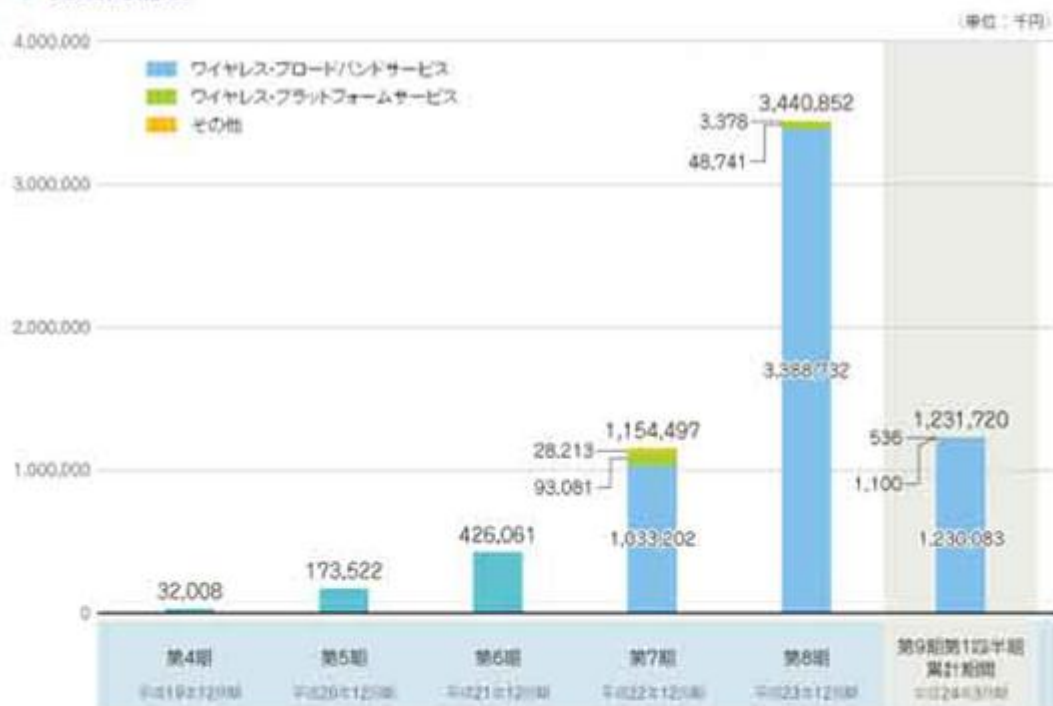
1. 事業の概況

当社は、「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」を経営理念と掲げ、以来、「ワイヤレスゲート」の提供を通じて、多くのエンドユーザーに高速ワイヤレス通信サービスを提供してまいりました。

近年は、ワーキングスタイルの変化や、スマートフォンやタブレット端末、携帯ゲーム端末等の普及などからデータ通信の公衆化が浸透しております。また、SNS、スマートフォンへのアプリケーションの拡大、クラウドコンピューティングサービスの多様化、画像、動画の共有などによるデータ通信量が増大しております。

当社においては、1つの通信技術に依存するのではなく、当社のプラットフォームにて公衆無線LAN（注1）、ワイマックス（注2）などの複数の技術を取りまとめることで、1つの通信環境が混雑しているときでも、他の通信環境でのデータ通信を行うことのできる環境の提供が可能となり、ライフスタイルにあった快適な通信環境を提供しております。

❖ 売上高構成



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

<用語解説>

(注) 1. 公衆無線LANとは、鉄道駅や空港、ホテル、カフェなどの商業施設にて、無線LANを利用した高速インターネット接続を提供するサービスです。

(注) 2. ワイマックスとは、無線通信技術の規格のひとつで、Worldwide Interoperability for Microwave Accessの略です。広いエリアでの高速インターネット接続が特色です。

2.

業績等の推移

提出会社の経営指標等

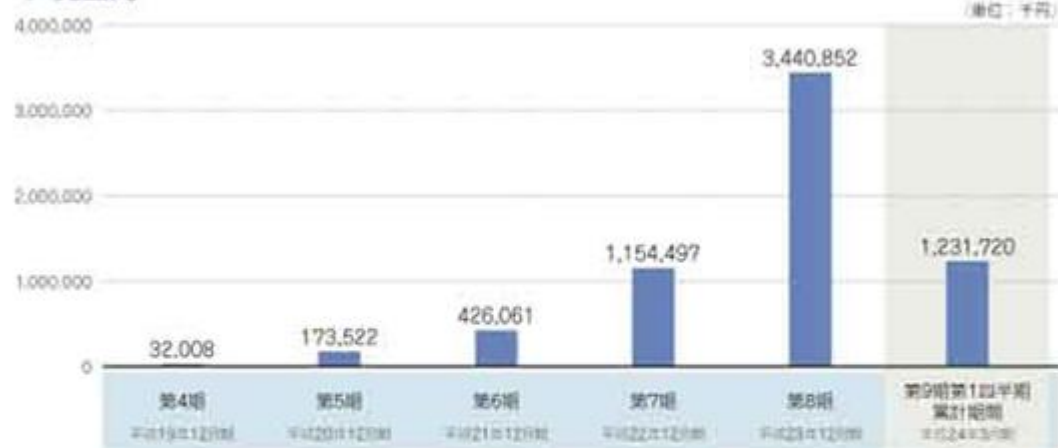
(単位：千円)

口次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第1四半期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年3月
売上高	32,008	173,522	426,061	1,154,497	3,440,652	1,231,720
経常利益又は経常損失(△)	△116,106	△297,551	△184,293	113,459	386,521	152,744
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△116,752	△301,571	△185,491	177,318	279,208	152,562
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	222,632	420,535	547,300	616,139	616,139	616,139
発行済株式総数	9,831	15,253	18,726	20,612	20,612	20,612
純資産額	△34,136	60,098	128,135	443,132	722,340	874,903
総資産額	85,913	210,658	281,418	764,736	1,394,862	1,616,330
1株当たり純資産額 (円)	△3,472.29	3,940.09	6,842.67	21,498.76	35,044.65	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△12,373.08	△23,727.12	△10,918.96	9,094.65	13,545.90	74.02
現在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	△39.7	28.5	45.5	57.9	51.8	54.1
自己資本利益率 (%)	-	-	-	62.0	47.9	-
株主収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	300,868	343,987	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	62,275	△68,887	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	76,104	-	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	475,739	750,838	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1 (-)	2 (-)	2 (-)	6 (1)	9 (-)	(-)

- 注：1. 当社は連結財務諸表を作成しておらず、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載していません。
4. 第4期から第6期までの現在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の消滅はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が算定できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していません。第7期、第8期及び第9期(第1四半期)の現在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の消滅はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が算定できず記載していません。
5. 第4期から第6期までの自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載していません。
6. 株主収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。
7. 当社は第7期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第4期から第6期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載していません。
8. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期については、当該監査を受けておりません。なお、第9期(第1四半期)の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
9. 第9期(第1四半期)における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期(第1四半期)会計期間の数値を資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第9期(第1四半期)会計期間末の数値を記載しております。
10. 第9期(第1四半期)会計期間より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号、平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号、平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の指針」(実務対応報告第9号、平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、平成24年6月16日付で行った株式分割は、期首に行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成24年5月16日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで株式会社東京証券取引所の取引参加者さまへお知らせし、「新規上場申請のための有価証券届出書(1の部)」の作成上の留意点について(平成20年4月2日付東京証上会第428号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、適正修正を行った場合の1株当たり指標の数値を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第4期、第5期及び第6期の数値については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

口次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第1四半期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年3月
1株当たり純資産額 (円)	△34.72	39.40	68.43	214.99	350.45	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△123.73	△237.27	△109.19	90.95	135.46	74.02
現在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-

❖ 売上高



❖ 経常利益又は経常損失(△)



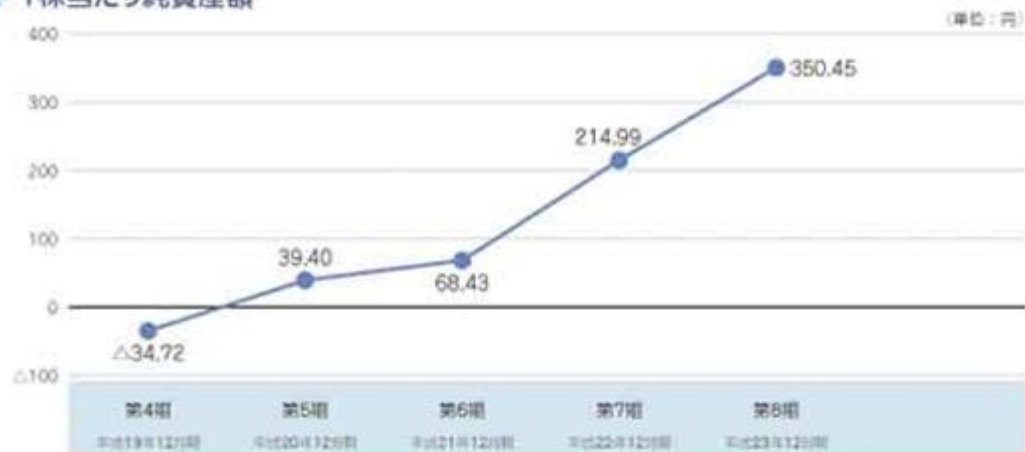
❖ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



❖ 純資産額／総資産額



❖ 1株当たり純資産額



(注) 当社は、平成24年5月16日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を反映し、遡及修正を行った場合の1株当たり純資産額を記載しております。

❖ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は、平成24年5月16日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、当該株式分割に伴う影響を反映し、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益額を記載しております。

3. 事業の内容

当社では、複数の公衆無線LAN事業者からのWi-Fiスポット（注3）の提供及び通信事業者からの通信網の提供を受け、当社のプラットフォームで高速ワイヤレス通信サービスを提供する「ワイヤレス・ブロードバンドサービス」、当社のワイヤレス・ブロードバンドサービスの基盤プラットフォーム（注4）を通信事業者等へ提供する「ワイヤレス・プラットフォームサービス」のサービスを展開しております。

(1) ワイヤレス・ブロードバンドサービスについて

ワイヤレス・ブロードバンドサービスは、複数の公衆無線LAN事業者から仕入れたWi-Fiスポットを、当社のプラットフォーム上で統合的にユーザーに提供する「ワイヤレスゲート・サービス」と、当社のワイヤレスゲート・サービスに、その他の通信事業者等から仕入れた通信回線と公衆無線LANを組み合わせた高速通信サービスである「ワイマックス・サービス」を提供しております。

【ワイヤレス・ブロードバンドサービスの会員数の推移】 （単位：千人）

	第4期 （平成25年12月末）	第5期 （平成26年12月末）	第6期 （平成27年12月末）	第7期 （平成28年12月末）	第8期 （平成29年12月末）	第9期中 （平成29年6月末）
会員数	5	40	99	211	302	330

【サービス概念図】



①ワイヤレスゲート・サービス

ワイヤレスゲート・サービスでは、東海道新幹線車内や主な鉄道・地下鉄の駅ホームやコンコース、空港、大手カフェチェーンや大手ファストフードチェーンの各店舗内などで、無線LANを利用した非常に高速なインターネット接続サービス「ワイヤレスゲート」を提供しており、全国の1万ヶ所以上のWi-Fiスポットを有する（平成24年5月末現在）国内最大級のサービス提供者となっております。

昨今のスマートフォン利用者の急激な増加により、既存のスマートフォン通信回線では、十分な通信スピードの確保が難しくなってきております。Wi-Fiによる公衆無線LANサービスは、最大54Mbpsの高速通信が可能となっており、スマートフォンの様々な機能を十分に楽しむことが出来ます。

なお、当社が提供している、ワイヤレスゲート・サービスは、以下のとおりです。

プラン	対応サービス	スポット数	代表的なエリア
オールワン	・ホットスポット ・BBモバイルポイント ・livedoor Wireless	約10,500ヶ所	マクドナルド、タリーズコーヒー、ルノアール、山手線圏内屋外エリア、東京メトロ・都営地下鉄の各駅、東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系車内と全17駅のコンコース待合室、国内主要空港など
モバイルポイント +プラス	・BBモバイルポイント ・livedoor Wireless	約6,500ヶ所	マクドナルド、ルノアール、東海道新幹線、首都圏JR主要駅、羽田空港、山手線圏内屋外エリアなど
ホットスポット +プラス	・ホットスポット ・livedoor Wireless	約6,200ヶ所	モスバーガー、タリーズコーヒー、プロント、山手線圏内屋外エリア、東京メトロ・都営地下鉄、東海道新幹線など

【ワイヤレスゲート・サービスの特徴】

ワイヤレスゲート・サービスの会員は、スマートフォンやノートパソコン、タブレット端末など、様々なWi-Fi対応の機器からインターネットに接続することが可能になります。

スマートフォンやタブレット端末では、SNS系やオンラインゲーム系など様々なアプリケーションが提供されておりますが、これらのアプリケーションの利用につきましては、携帯電話の3G回線ではなく、より高速なWi-Fi通信を利用することで、素早い画面遷移やスムーズな動画再生など、利便性が格段に向上します。

②ワイマックス・サービス

ワイマックス・サービスにつきましては、北海道から沖縄まで全国主要都市を中心に高速データ通信サービスを提供しており、全国政令指定都市・特別区における実人口カバー率（対象地域の居住人口に占める対象地域のエリアカバー人口の割合。人口データは、平成17年国勢調査の数値を参照。）は、平成24年5月末時点で95%を超えております。

利用者は、ノートパソコンやその他のインターネット端末にて、自宅、外出先や移動中などワイマックスによる高速なインターネット通信が可能になります。さらに、ワイマックス・サービスとWi-Fiルーターを利用することで、スマートフォン利用者も自宅や外出先、移動中などに高速なインターネット通信が可能になります。

提供している主なワイマックス・サービスは以下のとおりです。

プラン	対応サービス	スポット数	代表的なエリア
年間パスポート	ワイマックス+ ワイヤレスゲート (1年契約)	ワイマックスと全国 約6,500ヶ所のWi-Fi スポットが利用可能	マクドナルド、ルノアール、東海道新幹線、首都圏JR主要駅、羽田空港、山手線圏内屋外エリアなど
定額プラン	ワイマックス+ ワイヤレスゲート (1ヶ月契約)		
ステッププラン	ワイマックス+ ワイヤレスゲート (従量プラン)		

(2) ワイヤレス・プラットフォームサービスについて

「ワイヤレス・プラットフォームサービス」につきましては、当社のワイヤレス・ブロードバンドサービスの基礎プラットフォームである、ID・パスワードの認証プラットフォーム（注5）と課金プラットフォーム（注6）を活用した付加価値提供事業です。

これまでに、他通信事業者への認証プラットフォーム提供や、Wi-Fi端末の販売メーカー向けに、「ワイヤレスゲート・サービス」のID・パスワードを事前に組み込むことで収入を得ております。

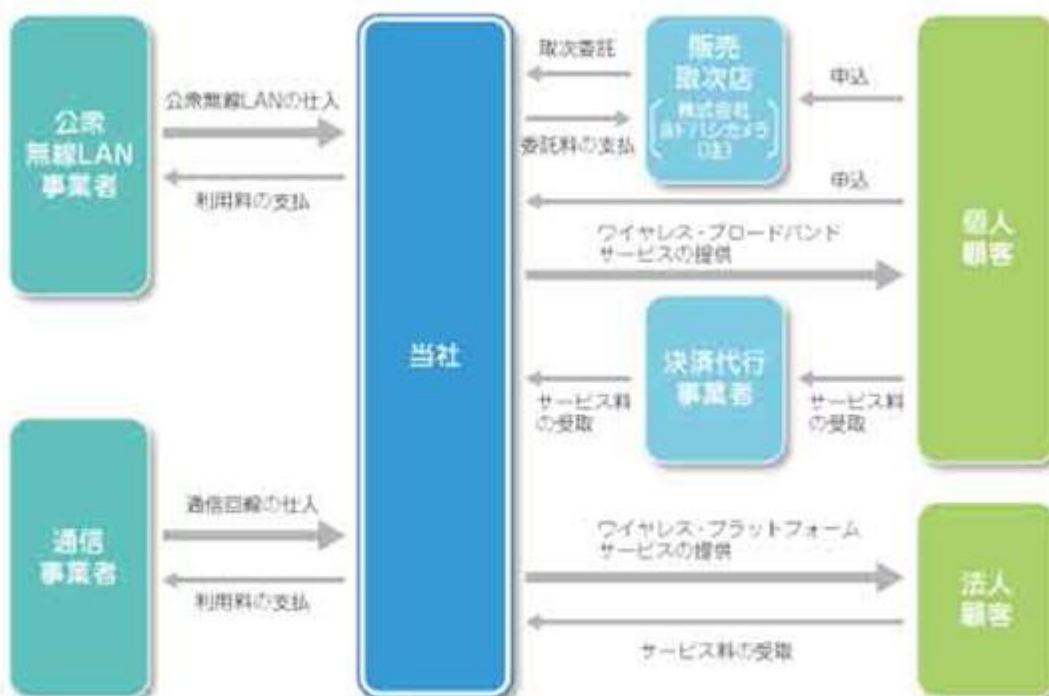
<用語解説>

- (注) 3. Wi-Fiとは、無線LANの一種で、無線LAN標準製品を製造・販売する企業が集まる業界団体であるWi-Fiアライアンスにより無線LAN機器間の相互接続性を認証されたことを示す名称です。Wi-Fi搭載機器は、Wi-Fiを利用した公衆無線LANサービスなどによりインターネット接続が可能になります。
Wi-Fiスポットとは、駅直駅や空港、ホテル、カフェなどの商業施設で、無線LANを利用したインターネットへの接続が可能な場所のことです。
- (注) 4. 基盤プラットフォームとは、当社が開発・構築した「ワイヤレス・ブロードバンドサービス」を提供するための基盤システムです。
- (注) 5. ID・パスワードの認証プラットフォームとは、IDとパスワード情報から当社のサービス契約者であることを認証する為のシステムです。
- (注) 6. 課金プラットフォームとは、当社のサービス利用者からサービス利用料金を徴収するための課金システムで、クレジットカードにより利用料金を徴収しています。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。

なお、当社はワイヤレスブロードバンド関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

【事業系統図】



(注) 株式会社ヨドバシカメラは、その他の関係会社であります。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第4期 平成19年12月	第5期 平成20年12月	第6期 平成21年12月	第7期 平成22年12月	第8期 平成23年12月
売上高 (千円)	32,008	173,522	426,061	1,154,497	3,440,852
経常利益又は経常損失 () (千円)	116,106	297,551	184,293	113,459	386,521
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	116,752	301,571	185,491	177,318	279,208
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	222,632	420,535	547,300	616,139	616,139
発行済株式総数 (株)	9,831	15,253	18,726	20,612	20,612
純資産額 (千円)	34,136	60,098	128,135	443,132	722,340
総資産額 (千円)	85,913	210,658	281,418	764,736	1,394,862
1株当たり純資産額 (円)	3,472.29	3,940.09	6,842.67	21,498.76	35,044.65
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 () (円)	12,373.08	23,727.12	10,918.96	9,094.65	13,545.90
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.7	28.5	45.5	57.9	51.8
自己資本利益率 (%)	-	-	-	62.0	47.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	-	300,868	343,987
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	-	62,275	68,887
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	-	76,104	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	475,739	750,838
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	1 (-)	2 (-)	2 (-)	6 (1)	9 (-)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 第4期から第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありませんが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありませんが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第4期から第6期までの自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は第7期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第4期から第6期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期については、当該監査を受けておりません。
9. 当社は、平成24年5月16日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(第○部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月2日付東証上会第428号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第4期、第5期及び第6期の数値については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
1株当たり純資産額 (円)	34.72	39.40	68.43	214.99	350.45
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (円)	123.73	237.27	109.19	90.95	135.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-

2【沿革】

当社は、平成16年1月にブロードバンドユビキタス社会の実現を目指し、公衆無線LANサービスを始めとするワイヤレス通信サービスを提供することを目的として設立されました。その後、公衆無線LANサービス「ワイヤレスゲート・サービス」及び高速モバイル通信「ワイマックス・サービス」を通じて、さまざまな環境において、利用者総数50万人を超えるユーザー（平成24年5月末現在）にワイヤレス・ブロードバンドサービスを提供しております。当社設立以後の経緯は、以下のとおりであります。

年月	事項
平成16年1月	ワイヤレス通信サービスの提供を目的として、株式会社トリプレットゲートを東京都品川区に設立
平成16年10月	公衆無線LANサービス「ワイヤレスゲート・サービス」の提供開始
平成17年10月	「ワイヤレス・プラットフォームサービス」の提供開始
平成21年3月	東海道新幹線車内での「ワイヤレスゲート・サービス」の提供開始
平成21年7月	次世代・高速モバイル通信「ワイマックス・サービス」の提供開始
平成22年10月	本社を現在地に移転
平成22年11月	「ワイヤレスゲート・サービス」がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のホットスポットサービス（注）に対応
平成22年12月	Android OS向け接続ソフトウェア「WGConnect for Android」を提供開始
平成23年3月	商号を株式会社ワイヤレスゲートへ変更

（注）ホットスポットサービスとは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する公衆無線LANサービスです。モスバーガー、タリーズコーヒー、プロント、主要空港、東京メトロ、都営地下鉄、東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系列車内と全17駅のコンコース待合室などのエリアにて、公衆無線LANによる高速インターネットが利用できます。

3【事業の内容】

当社は、「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」を経営理念と掲げ、以来、「ワイヤレスゲート」の提供を通じて、多くのエンドユーザーに高速ワイヤレス通信サービスを提供してまいりました。

近年は、ワーキングスタイルの変化や、スマートフォンやタブレット端末、携帯ゲーム端末等の普及などからデータ通信の公衆化が浸透しております。また、SNS、スマートフォンへのアプリケーションの拡大、クラウドコンピューティングサービスの多様化、画像、動画の共有などによるデータ通信量が増大しております。

当社においては、1つの通信技術に依存するのではなく、当社のプラットフォームにて公衆無線LAN（注1）、ワイマックス（注2）などの複数の技術を取りまとめることで、1つの通信環境が混雑しているときでも、他の通信環境でのデータ通信を行うことのできる環境の提供が可能となり、ライフスタイルにあった快適な通信環境を提供しております。

当社では、複数の公衆無線LAN事業者からのWi-Fiスポット（注3）の提供及び通信事業者からの通信網の提供を受け、当社のプラットフォームで高速ワイヤレス通信サービスを提供する「ワイヤレス・ブロードバンドサービス」、当社のワイヤレス・ブロードバンドサービスの基盤プラットフォーム（注4）を通信事業者等へ提供する「ワイヤレス・プラットフォームサービス」のサービスを展開しております。

(1) ワイヤレス・ブロードバンドサービスについて

ワイヤレス・ブロードバンドサービスは、複数の公衆無線LAN事業者から仕入れたWi-Fiスポットを、当社のプラットフォーム上で統合的にユーザーに提供する「ワイヤレスゲート・サービス」と、当社のワイヤレスゲート・サービスに、その他の通信事業者等から仕入れた通信回線と公衆無線LANを組み合わせた高速通信サービスである「ワイマックス・サービス」を提供しております。

[ワイヤレス・ブロードバンドサービスの会員数の推移]

(単位：千人)

	第4期 (平成19年12月末)	第5期 (平成20年12月末)	第6期 (平成21年12月末)	第7期 (平成22年12月末)	第8期 (平成23年12月末)	第9期中 (平成24年5月末)
会員数	5	40	99	211	302	330

ワイヤレスゲート・サービス

ワイヤレスゲート・サービスでは、東海道新幹線車内や主な鉄道・地下鉄の駅ホームやコンコース、空港、大手カフェチェーンや大手ファストフードチェーンの各店舗内などで、無線LANを利用した非常に高速なインターネット接続サービス「ワイヤレスゲート」を提供しており、全国の1万ヶ所以上のWi-Fiスポットを有する（平成24年5月末現在）国内最大級のサービス提供者となっております。

昨今のスマートフォン利用者の急激な増加により、既存のスマートフォン通信回線では、十分な通信スピードの確保が難しくなってきました。Wi-Fiによる公衆無線LANサービスは、最大54Mbpsの高速通信が可能となり、スマートフォンの様々な機能を十分に楽しむことが出来ます。

なお、当社が提供している、ワイヤレスゲート・サービスは、以下のとおりです。

プラン	対応サービス	スポット数	代表的なエリア
オールワン	・ホットスポット ・BBモバイルポイント (注5) ・livedoor Wireless (注6)	約10,500ヶ所	マクドナルド、タリーズコーヒー、ルノアール、山手線圏内屋外エリア、東京メトロ・都営地下鉄の各駅、東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系車内と全17駅のコンコース待合室、国内主要空港など
モバイルポイント + プラス	・BBモバイルポイント ・livedoor Wireless	約6,500ヶ所	マクドナルド、ルノアール、東海道新幹線、首都圏JR主要駅、羽田空港、山手線圏内屋外エリアなど
ホットスポット + プラス	・ホットスポット ・livedoor Wireless	約6,200ヶ所	モスバーガー、タリーズコーヒー、プロント、山手線圏内屋外エリア、東京メトロ、都営地下鉄、東海道新幹線など

[ワイヤレスゲート・サービスの特徴]

ワイヤレスゲート・サービスの会員は、スマートフォンやノートパソコン、タブレット端末など、様々なWi-Fi対応の機器からインターネットに接続することが可能になります。

スマートフォンやタブレット端末では、SNS系やオンラインゲーム系など様々なアプリケーションが提供されていますが、これらのアプリケーションの利用につきましては、携帯電話の3G回線ではなく、より高速なWi-Fi通信を利用することで、素早い画面遷移やスムーズな動画再生など、利便性が格段に向上します。

ワイマックス・サービス

ワイマックス・サービスにつきましては、北海道から沖縄まで全国主要都市を中心に高速データ通信サービスを提供しており、全国政令指定都市・特別区における実人口カバー率（対象地域の居住人口に占める対象地域のエリアカバー人口の割合、人口データは、平成17年国勢調査の数値を参照。）は、平成24年5月末時点で95%を超えております。

利用者は、ノートパソコンやその他のインターネット端末にて、自宅、外出先や移動中などワイマックスによる高速なインターネット通信が可能になります。さらに、ワイマックス・サービスとWi-Fiルータを利用することで、スマートフォン利用者も自宅や外出先、移動中などに高速なインターネット通信が可能になります。

提供している主なワイマックス・サービスは以下のとおりです。

プラン	対応サービス	スポット数	代表的なエリア
年間パスポート	ワイマックス+ワイヤレスゲート （1年契約）	ワイマックスと全国約6,500ヶ所のWi-Fiスポットが利用可能	マクドナルド、ルノアール、東海道新幹線、首都圏JR主要駅、羽田空港、山手線圏内屋外エリアなど
定額プラン	ワイマックス+ワイヤレスゲート （1ヶ月契約）		
ステッププラン	ワイマックス+ワイヤレスゲート （従量プラン）		

(2) ワイヤレス・プラットフォームサービスについて

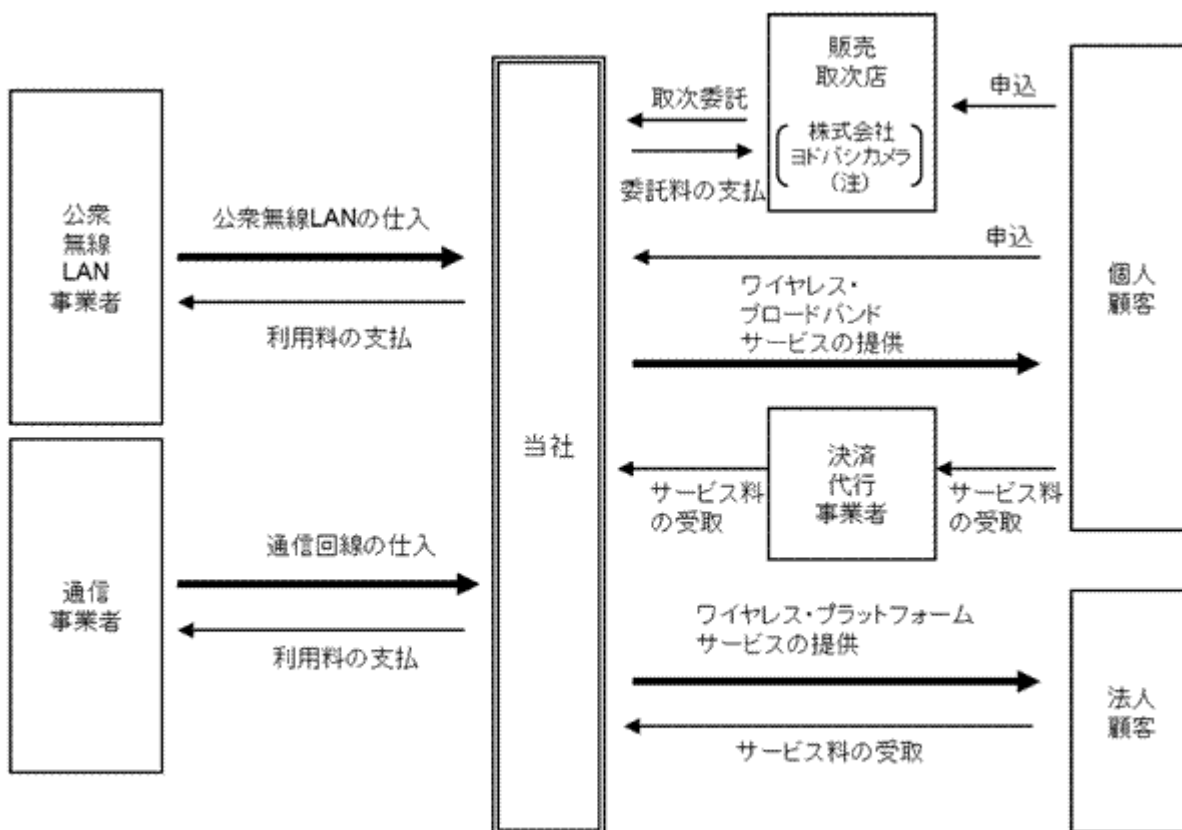
ワイヤレス・プラットフォームサービスにつきましては、当社のワイヤレス・ブロードバンドサービスの基盤プラットフォームである、ID・パスワードの認証プラットフォーム（注7）と課金プラットフォーム（注8）を活用した付加価値提供事業です。

これまでに、他通信事業者への認証プラットフォーム提供や、Wi-Fi端末の販売メーカー向けに、ワイヤレスゲート・サービスのID・パスワードを事前に組み込むことで収入を得ております。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。

なお、当社はワイヤレスブロードバンド関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

〔事業系統図〕



(注) 株式会社ヨドバシカメラは、その他の関係会社であります。

<用語解説>

- (注) 1. 公衆無線LANとは、鉄道駅や空港、ホテル、カフェなどの商業施設にて、無線LANを利用した高速インターネット接続を提供するサービスです。
- (注) 2. ワイマックスとは、無線通信技術の規格のひとつで、Worldwide Interoperability for Microwave Accessの略です。広いエリアでの高速インターネット接続が特色です。
- (注) 3. Wi-Fiとは、無線LANの一種で、無線LAN関連製品を製造・販売する企業が集まる業界団体であるWi-Fiアライアンスにより無線LAN機器間の相互接続性を認証されたことを示す名称です。Wi-Fi搭載機器は、Wi-Fiを利用した公衆無線LANサービスなどによりインターネット接続が可能になります。Wi-Fiスポットとは、鉄道駅や空港、ホテル、カフェなどの商業施設で、無線LANを利用したインターネットへの接続が可能な場所のことです。
- (注) 4. 基盤プラットフォームとは、当社が開発・構築した「ワイヤレス・ブロードバンドサービス」を提供する為の基盤システムです。
- (注) 5. BBモバイルポイントとは、ソフトバンクテレコム株式会社が提供する公衆無線LANサービスです。全国のマクドナルドやルノアールなどのファーストフードやカフェ、東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系車内と全17駅のコンコース待合室、主な首都圏JR主要駅や羽田空港などの主な空港、東急ホテルズ、ロイヤルパークホテルなどのホテルチェーンなどBBモバイルポイントのステッカーのあるエリアにて、公衆無線LANによる高速インターネットが利用できます。
- (注) 6. livedoor Wirelessとは、株式会社データホテルが提供する公衆無線LANサービスです。東京都内を中心に千葉県、神奈川県、埼玉県等における飲食店、カフェ、大型商業施設などのエリアにて、公衆無線LANによる高速インターネットが利用できます。
- (注) 7. ID・パスワードの認証プラットフォームとは、IDとパスワード情報から当社のサービス契約者であることを認証する為のシステムです。
- (注) 8. 課金プラットフォームとは、当社のサービス利用者からサービス利用料金を徴収する為の課金システムで、クレジットカードにより利用料金を徴収しています。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社ヨドバシカメラ	東京都 新宿区	30,000	小売業	被所有 20.8 [4.8]	当社サービスの販売代理

(注) 「議決権の所有又は被所有割合」欄の[]内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
9(-)	34.3	1.5	5,186,953

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第8期事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による物理的な被害や、その後の電力不足及び放射性物質の影響により、企業活動や個人消費が低調となりました。また、急速な為替変動やデフレ状況等も継続しており、わが国経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況となっております。

一方で、無線データ通信サービスの利用が想定されるスマートフォン、タブレット端末等の国内出荷台数は拡大しており、平成23年4月から12月のスマートフォン出荷台数は888万台（前年同期比475.1%）となりました。（出所：一般社団法人電子情報技術産業協会）

このような状況の下、当社といたしましては、ワイヤレスゲート・サービス、ワイマックス・サービスを安定的に拡大しながら、環境変化にも迅速に対応できる組織体制を構築するとともに、市場ニーズに合わせた事業の拡大を目指してまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,440,852千円（前年同期比198.0%増）、営業利益は386,441千円（前年同期比235.8%増）、経常利益は386,521千円（前年同期比240.7%増）、当期純利益は279,208千円（前年同期比57.5%増）となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。サービスごとの取組みは以下の通りであります。

ワイヤレス・ブロードバンドサービス

イ. ワイヤレスゲート・サービス

昨今のスマートフォンの急速な普及とともに、スマートフォン利用者のWi-Fi利用が大きく拡大しております。これらスマートフォン利用者が、より便利に当社ワイヤレスゲート・サービスを使えるよう、各スマートフォンに最適なサービスプランを提供するとともに、家電量販店での積極的な告知活動を行ってまいりました。この結果、ワイヤレスゲート・サービスの売上高は745,401千円となりました。

ロ. ワイマックス・サービス

ワイマックスの通信速度の速さ、料金面の優位性や利用エリアの拡大が広く浸透するとともに、自宅のインターネット回線をワイマックスによるワイヤレスブロードバンドに切り替える動きもあり、加入者が大きく拡大しております。この結果、ワイマックス・サービスの売上高は2,643,331千円となりました。

ワイヤレス・プラットフォームサービス

ワイヤレス・ブロードバンドサービスの基盤プラットフォームである、「公衆無線LANサービスのID・パスワード認証及び課金システム」を法人向けに提供しております。当事業年度のワイヤレス・プラットフォームサービスの売上高は48,741千円となりました。

その他

「ヨドバシカメラ@wig card（プリペイドカード）プラン」の販売等になります。当事業年度は3,378千円の売上高となりました。

第9期第1四半期累計期間（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用情勢で高い失業率からの改善、企業活動や個人消費の回復などを背景に、景気が緩やかに持ち直してきておりますが、東日本大震災による物理的な被害や、その後の電力不足及び放射性物質の影響、また欧州債務危機の再燃懸念による円高の影響等により依然として厳しい状況が続いております。

一方で、無線データ通信サービスの利用が想定されるスマートフォン、タブレット端末等の国内出荷台数は拡大しており、平成24年1月から3月のスマートフォン出荷台数は4,234万台（前年同期比220.4%）となりました。（出所：一般社団法人電子情報技術産業協会）

このような状況の下、当社といたしましては、引き続きワイヤレスゲート・サービス、ワイマックス・サービスを安定的に拡大しながら、市場ニーズに合わせた事業の拡大を目指してまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は1,231,720千円、営業利益は152,835千円、経常利益は152,744千円、四半期純利益は152,562千円となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。サービスごとの取組みは以下の通りであります。

ワイヤレス・ブロードバンドサービス

イ．ワイヤレスゲート・サービス

引き続きスマートフォン利用者のWi-Fi利用が拡大している中、Android OS向け接続ソフトウェア「WGConnect for Android」の機能拡充及び海外におけるWi-Fi接続エリアの拡大等を行うことで、更なる利便性の向上を図ってまいりました。この結果、当第1四半期累計期間のワイヤレスゲート・サービスの売上高は204,539千円となりました。

ロ．ワイマックス・サービス

新規会員の更なる獲得を図るべく、積極的にキャンペーンを展開したこと等により、引き続き加入者数は増加傾向にあります。この結果、当第1四半期累計期間のワイマックス・サービスの売上高は1,025,543千円となりました。

ワイヤレス・プラットフォームサービス

ワイヤレス・ブロードバンドサービスの基盤プラットフォームである、「公衆無線LANサービスのID・パスワード認証及び課金システム」を法人向けに提供しております。当第1四半期累計期間のワイヤレス・プラットフォームサービスの売上高は1,100千円となりました。

その他

「ヨドバシカメラ@wig card（プリペイドカード）プラン」の販売等になります。当第1四半期累計期間は536千円の売上高となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第8期事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ275,099千円増加し、750,838千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは343,987千円の収入（前年同期比14.3%増）となりました。この主な要因は、資金減少要因として、売上の増加に伴う売上債権の増加226,912千円及び前受収益の減少28,859千円が発生した一方で、資金増加要因として、仕入債務の増加317,412千円、未払金の増加43,331千円、たな卸資産の減少20,510千円が発生したこと、並びに税引前当期純利益191,874千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは68,887千円の支出（前年同期は62,275千円の収入）となりました。この主な要因は、通信機器等の有形固定資産の取得による支出67,729千円が発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローの増減はありません（前年同期は76,104千円の収入）。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、生産実績の記載はしてありません。

(2) 受注状況

当社は、受注活動を行っておりませんので、受注実績の記載はしてありません。

(3) 販売実績

第8期事業年度の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	第8期事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	前年同期比(%)
ワイヤレス・ブロードバンドサービス(千円)	3,388,732	328.0
ワイヤレス・プラットフォームサービス(千円)	48,741	52.4
その他(千円)	3,378	12.0
合計(千円)	3,440,852	298.0

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしてありません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第7期事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		第8期事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	1,028,061	89.0	3,401,894	98.9

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記金額は、一般顧客に対する回収代行委託金額であります。

第9期第1四半期累計期間の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	第9期第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
ワイヤレス・ブロードバンドサービス(千円)	1,230,083
ワイヤレス・プラットフォームサービス(千円)	1,100
その他(千円)	536
合計(千円)	1,231,720

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしてありません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第9期第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	1,230,082	99.9

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記金額は、一般顧客に対する回収代行委託金額であります。

3【対処すべき課題】

当社の属する情報通信業界は、スマートフォンの利用者の増加により、通信事業者、アプリケーション提供事業者を中心に市場が急速に拡大しております。さらにデータ通信の公衆化が浸透してきているほか、SNS、スマートフォンへのアプリケーションの拡大、クラウドコンピューティングサービスの多様化、画像や動画の共有などによるデータ通信量が増大している背景もあり、利用シーンの拡大によるワイヤレス通信市場規模のより一層の拡大も期待されます。このような環境の下、当社は市場における現在の競争優位性を確保しつつ、更なる成長を遂げるため、下記の事項を対処すべき課題と認識し、以下の取り組みを実施してまいります。

(1) 新規事業領域への展開について

当社は、設立以来、「ワイヤレスゲート・サービス」、「ワイマックス・サービス」からなるワイヤレス・ブロードバンドサービスに注力してまいりました。今後、更なる成長を遂げるため、ワイヤレスゲート・サービス利用者向けのオプションサービスの提供や、次世代ワイヤレス通信規格（LTE等）への対応、SNSアプリケーション・サービスの開始等の新規事業領域への展開を行い、事業の拡充を図ってまいります。

(2) 販売チャネルの拡大について

現在は株式会社ヨドバシカメラからの新規サービス加入者の比率が高く、リスク・依存度が高いため、当該依存度低下のため、販売チャネルの拡大が必要であると認識しており、携帯電話販売店等との販売代理契約等の締結及び当社サービスサイト、接続アプリケーションを拡充することによる新規サービス加入者の増加を図り、当該依存度を低下させることに取り組んでまいります。

(3) 有能な人材の獲得、育成

当社事業の継続的な発展の実現のためには、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材及び管理職者の獲得、人材育成に注力してまいります。そのために、幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

(4) 内部管理体制の強化について

当社事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

当社としては、必ずしも事業展開上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、これらのリスクを認識した上で、その回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社に関連するリスクの全部を網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、本文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 技術革新について

当社の属する情報通信業界においては、技術、顧客ニーズ及び業界環境等の変化が速く、頻繁に新技術に基づくサービスの開発、サービスの提供が行われております。当社は、単一の技術によらない通信回線の提供を行っており、技術革新への対応をできるものと考えておりますが、重要な新技術の利用権の取得、顧客ニーズに合ったサービス開発等ができない場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 通信回線等の外部への依存について

当社は、ワイヤレス・ブロードバンドサービスの提供に当たり、独自の通信設備を持たず、外部から通信回線等の仕入を行い、当社のプラットフォームにおいてサービスを提供しております。

そのため、外部の通信事業者から提供される通信回線が長期にわたり中断する等の事象が発生した場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株式会社ヨドバシカメラとの関係について

資本的関係について

株式会社ヨドバシカメラは、本書提出日現在において、当社株式の発行済株式総数の25.7%（緊密な者の保有分を含む）を保有しており、同社は当社の関係会社となっております。

当社と同社の間には、販売代理店契約に基づく営業取引は発生しておりますが、当社役員と同社役員又は同社従業員との兼務関係、従業員の派遣出向及び受入出向ならびに営業外取引は存在していません。

また、当社の事業戦略、人事政策及び資本政策等について、何ら制約等も受けておりません。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
(その他の関係会社)				被所有	
株式会社ヨドバシカメラ	東京都 新宿区	30,000	小売業	直接 20.8 [4.8]	当社サービスの販売代理

(注) 「議決権の所有又は被所有割合」欄の[]内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

今回の当社上場に伴う新株式発行及び売出しにおいて、当社の大株主である同社は、保有する当社株式の一部売出しを予定していることにより、上場後は関係会社ではなくなる見込みであります。しかしながら、今後も当面の間、大株主であり続けるものと思われ、当社の方針決定に何らかの影響を与える可能性があります。

取引関係について

当社は、株式会社ヨドバシカメラと販売代理店契約を締結しており、同社は店頭にて、無線LAN端末を購入された顧客に対して当社サービスへの加入を提案しているほか、当社サービス単体でも取扱っております。

当社サービスにおける同社経由での新規サービス加入者の比率は以下の通りとなっております。

		新規サービス加入者 構成比			
		平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期 第1四半期累計 期間
ワイヤレスゲート・サービス	(株)ヨドバシカメラ	94.6%	92.1%	80.1%	85.5%
	その他	5.4%	7.9%	19.9%	14.5%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) ワイマックス・サービスにおいては、新規サービス加入者の全てが株式会社ヨドバシカメラ経由となっております。

ワイヤレスゲート・サービスにおいては、同社以外のルート（当社ホームページより直接加入等）からの新規サービス加入者も増加傾向にあり、当サービスにおける同社の影響度は徐々に低下していくことを見込んでおります。また、ワイヤレスゲート・サービスについては平成24年3月末時点で約22万人、ワイマックス・サービスにつきましては、平成24年3月末時点で約9万人の有料会員数を有しており、当該既存有料会員より継続的かつ安定的な収入が見込まれるため、新規サービス加入者数の変動が、当社の業績に及ぼす影響は徐々に低下傾向にあります。

今後、携帯電話販売店等の同社以外の販売取次店の開拓等の販売チャネルの拡大を図っていく予定ではあります。現時点におきましては、ワイヤレスゲート・サービスの同社経由での新規サービス加入者の構成比率が高いことには変わりはなく、また、ワイマックス・サービスはその新規サービス加入者の全てが同社経由であることから、同社の方針変更や何らかの要因による取引関係の悪化等の理由により、当社との取引に影響があった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定取引先からの仕入依存について

当社のワイマックス・サービスにおいては、UQコミュニケーションズ株式会社のみより通信回線を仕入れております。そのため、同社の方針変更や何らかの要因による取引関係の悪化等の理由により、ワイマックス・サービスにおける仕入に影響があった場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 代金回収業務の委託について

当社は、クレジットカード決済での当社サービスの代金回収に関して、その全てを決済代行会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社に委託しております。代金回収の手数料は、契約によって定められておりますが、当該手数料が変動した場合、また、何らかの事態が発生して当該契約が終了した場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規事業領域への展開に伴うリスクについて

当社は、持続的成長を目指すため、新たなる事業領域への展開を行っていく予定ではあります。これによりシステム投資、広告宣伝費等の追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、不測の事態等が発生し、新規事業が安定収益を生むまでに時間を要した場合及び当社の計画通りに事業が進まない場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業の収益構造について

当社の主要サービスであるワイヤレス・ブロードバンドサービスは、第8期事業年度において売上高3,440,852千円のうち3,388,732千円（構成比98.5%）を占めており、ワイヤレス・ブロードバンドサービスへの依存度は高い状況にあります。

当サービスは、月額利用料を継続的に支払う月額継続会員が中心となっていることから、会員数の増加により継続的かつ安定的な収入が見込める一方、不測の事態等による会員数の減少等が発生した場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ワイヤレス・ブロードバンドサービスへの依存度を低下させるため、新規事業領域への展開を企図しておりますが、これらが当初の計画通りに進まず、ワイヤレス・ブロードバンドサービスの依存度が低下しなかった場合、不測の事態等による当サービスの会員数の減少等が当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 主要な事業活動の前提となる契約について

当社の事業展開上、重要な契約を「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております。これらの契約が解除された場合、当社にとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 税務上の繰越欠損金について

当社は、提出日現在において税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため繰越欠損金の期限が失効した場合には、課税所得からの控除が受けられなくなります。そうした場合、通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(10) システム障害について

当社は、システムの管理に細心の注意を払い、システム障害等が発生することのないように運営を行っておりますが、不慮の事故又はウイルス、システム障害等が発生した場合には、サービスを提供することが困難になります。当社では、自社システムのセキュリティに関して、コンピューターウイルスやハッカーの侵入等を回避するために必要と思われるファイアウォールの設置等の対策を行っておりますが、万一システムに障害が発生し、長時間にわたってサービスが停止した場合、当社サービスの信頼性の低下を招き、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害及び事故等について

当社及び当社取引先の事業拠点が、地震、津波、台風等の自然災害、事故、火災、テロ等の被害を受けた場合、当社の事業活動に支障が生じ、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定の人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役CEOである池田武弘は、過去に通信関係の研究開発を行っていた経験もあり、技術的にも当社のサービスに非常に精通しており、当社の最高責任者として経営方針及び事業戦略等を決定するとともに、新規技術のアイデア創出からサービスの提供までの開発体制での同氏の依存度は非常に高くなっております。

今後は、組織の更なる体系化及び人材育成強化等の策を講じ、同氏への依存度を低下させるべく体制の構築に努めていく所存ではありますが、当面は同氏への依存度は高いままであることが見込まれます。

このような状況下において、退任等何らかの要因により、同氏の当社における業務執行が困難となった場合、当社の事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 小規模組織であることについて

当社は、平成16年1月に株式会社として設立されましたが、社歴が浅く、また提出日現在、取締役4名、監査役3名、従業員9名と組織体制が小規模であることから、内部管理体制は相互牽制を中心としたものとなっております。また、少人数であることから、各役職員への依存等の小規模組織特有の課題があると認識しております。

今後は事業の拡大に伴い、業務遂行体制の充実に努めてまいります。人的資源に限りがあるため、役職員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは役職員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたし、事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材の確保及び育成について

当社は、今後における事業拡大を図るため、継続した人材の確保が必要であると考えており、優秀な人材を適切に確保するとともに、人材の育成に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材の確保が計画通り進捗しない又は在籍する人材の多くが流出する等の状況が生じた場合には、競争力の低下や計画通りの事業拡大に影響が生じる可能性があり、当社の事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 個人情報について

当社では、ワイヤレス・ブロードバンドサービスの会員情報など各種個人情報を保有しております。これらの個人情報の管理にあたっては、当社システム上でのセキュリティ強化を随時実施するとともに、「プライバシーマーク制度（注）」の認定を取得し、全ての役職員が個人情報保護規程を厳格に遵守し、徹底した管理体制のもと、個人情報流出の防止に取り組んでおります。しかしながら、外部からの侵入者及び当社関係者並びに業務委託先等により個人情報が流出し、不正利用された場合、当社の責任が問われるとともに、当社サービスの信頼性の低下を招き、当社の事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（注）プライバシーマーク制度とは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が行う日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」に適合して、個人事業について適切な保護措置を講ずる体制を整備する事業者等として認定する制度のことです。認定された事業者には「プライバシーマーク（Pマーク）」の使用が認められます。

(16) 法的規制について

当社は、電気通信事業者として総務省に届出を行っており、電気通信事業法に基づく規制を受けております。当社の業務に関し、通信の秘密の確保に支障があるとされた場合や、その業務方法が適切でないとしてされた場合には、総務大臣より業務方法の改善命令その他の措置がとられる可能性があり、その場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) ベンチャーキャピタル等の当社株式保有比率に関する事項

当社の提出日現在における発行済株式総数は2,061,200株であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「V C等」という。）が所有している株式数は777,400株であり、その所有割合は37.7%であります。

一般的にV C等が未上場株式に投資を行う目的は、上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであることから、V C等は当社の株式公開後において所有する株式の一部又は全部を売却することが想定されます。

このことから、当社株式売却により、需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新株予約権について

当社では、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をいっそう高めること並びに社外協力者の更なる当社への貢献を目的として、役員及び従業員並びに社外協力者に対して新株予約権を付与しております。提出日現在、新株予約権による潜在株式数は446,500株であり、発行済株式総数2,061,200株の21.7%にあたります。これらの新株予約権の行使により発行された新株は、将来的に当社の株式上場後の当社株式価値の希薄化や株式売買需給への影響をもたらす、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 配当政策について

当社は、第1期から第6期までは当期純損失を計上しており、第8期事業年度末においても配当可能利益の蓄積が進んでいないことから、設立以来、配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。

今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後の成長に資する設備投資等並びに経営基盤の強化に有効活用していく所存であります。

(20) 資金使途について

当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、次世代ワイヤレス通信規格（LTE）への対応、SNSアプリケーション・サービスの立ち上げに係る設備投資資金及び同サービスの運転資金等に充当する計画であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応するために、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約名称	契約内容	契約期間
ソフトバンクテレコム株式会社	公衆無線LANサービス契約	公衆無線LANサービス契約約款による無線LANサービスの仕入れに関する契約	平成16年7月26日から有効 (契約期間の定めなし)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ポータブルIPサービスに係る提供条件特約書	ポータブルIPサービスの仕入れに関し、一部を契約約款とは異なる条件とする特約	平成22年11月1日から 平成24年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	無線IPネットワークサービス契約書	無線IPネットワークサービスの仕入れに関する契約	平成23年12月1日から 平成24年9月30日まで
UQコミュニケーションズ株式会社	UQ卸通信サービスの提供に関する契約書	ワイマックス・サービスの仕入れに関する契約	平成22年7月29日から有効 (契約期間の定めなし)
株式会社ヨドバシカメラ	ワイヤレスゲート取次代理店契約書	販売代理店契約	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を及ぼす見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第8期事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

（資産の部）

当事業年度末における資産の合計は、前事業年度末に比べ630,126千円増加し、1,394,862千円となりました。流動資産に関しては、主に売上高の増加による現金及び預金並びに売掛債権の増加により573,185千円増加し、1,313,353千円となりました。固定資産に関しては、主にワイマックス・サービスにおける通信機器を購入したことにより56,941千円増加し、81,508千円となりました。

（負債の部）

当事業年度末における負債の合計は、前事業年度末に比べ350,918千円増加し、672,522千円となりました。これは主に売上高の増加に伴う支払債務の増加及びワイヤレス・プラットフォームサービスにおける前受収益の減少によるものであります。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産の合計は前事業年度末に比べ279,208千円増加し、722,340千円となりました。これは当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

第9期第1四半期累計期間（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）

（資産の部）

当第1四半期会計期間末における資産の合計は、前事業年度末に比べ221,468千円増加し、1,616,330千円となりました。流動資産に関しては、主に売上高の増加による現金及び預金並びに売掛債権の増加により227,062千円増加し、1,540,416千円となりました。

（負債の部）

当第1四半期会計期間末における負債の合計は、前事業年度末に比べ68,905千円増加し、741,427千円となりました。流動負債に関しては、主に売上高の増加に伴う支払債務の増加により68,943千円増加し、736,048千円となりました。

（純資産の部）

当第1四半期会計期間末における純資産の合計は前事業年度末に比べ152,562千円増加し、874,903千円となりました。これは四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第8期事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

（売上高）

当事業年度における売上高は3,440,852千円（前年同期比198.0%増）となりました。これは主に「ワイヤレスゲート・サービス」及び「ワイマックス・サービス」の契約者数の増加によるものであります。

（売上総利益）

当事業年度における売上総利益は1,269,121千円（前年同期比96.2%増）となりました。これは主に売上高が増加したことによるものであります。

（営業利益）

当事業年度における営業利益は386,441千円（前年同期比235.8%増）となりました。これは主に売上総利益増加額が販売費及び一般管理費の増加額を上回ったことによるものであります。

（経常利益）

当事業年度における経常利益は386,521千円（前年同期比240.7%増）となりました。

（当期純利益）

当事業年度における当期純利益は279,208千円（前年同期比57.5%増）となりました。これは主に経常利益386,521千円を計上したものの、特別損失として、コンサルティング業務請負契約の途中解除に伴う契約解除損失191,974千円を計上した一方で、法人税等調整額が88,294千円減少したことによるものであります。

第9期第1四半期累計期間（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）

（売上高）

当第1四半期累計期間における売上高は1,231,720千円となりました。これは主に「ワイヤレスゲート・サービス」及び「ワイマックス・サービス」の契約者数の増加によるものであります。

（売上総利益）

当第1四半期累計期間における売上総利益は427,646千円となりました。これは主に売上高が増加したことによるものであります。

（営業利益）

当第1四半期累計期間における営業利益は274,811千円となりました。これは主に売上総利益増加額が販売費及び一般管理費の増加額を上回ったことによるものであります。

（経常利益）

当第1四半期累計期間における経常利益は152,744千円となりました。

（四半期純利益）

当第1四半期累計期間における四半期純利益は152,562千円となりました。

（4）キャッシュ・フローの分析

第8期事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ275,099千円増加し、750,838千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは343,987千円の収入（前年同期比14.3%増）となりました。この主な要因は、資金減少要因として、売上の増加に伴う売上債権の増加226,912千円及び前受収益の減少28,859千円が発生した一方で、資金増加要因として、仕入債務の増加317,412千円、未払金の増加43,331千円、たな卸資産の減少20,510千円が発生したこと、並びに税引前当期純利益191,874千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは68,887千円の支出（前年同期は62,275千円の収入）となりました。この主な要因は、通信機器等の有形固定資産の取得による支出67,729千円が発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローの増減はありません（前年同期は76,104千円の収入）。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」を経営理念として掲げ、自社で通信設備を所有しないMVNO（仮想移動体通信事業者）に徹し、最適な通信サービスを組み合わせることで、お客様にとってより利便性の高い通信環境を提供してまいりました。

スマートフォン、タブレット端末等の普及拡大に伴い、この先、更に無線データ通信サービスの利用拡大が見込まれる中、今後は、ワイヤレスゲート・サービス及びワイマックス・サービスにおける会員数の更なる増加を図りつつ、次世代ワイヤレス通信規格（LTE等）への対応、販売チャネルの拡大等を行うことで、より一層の新規会員の獲得に取り組んでまいります。

また、更なる成長を遂げるために、新たにSNSアプリケーション・サービスを開始し、収益の拡大を図ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は、68,154千円であります。その主なものは、原価低減を目的としたワイマックス・サービス通信設備に対する投資64,463千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第9期第1四半期累計期間（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）

当第1四半期累計期間において重要な設備投資等は行っておりません。

なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年12月31日現在

事業所名 (所在地)	サービスの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都品川区) (注)3	ワイヤレス・ ブロードバンドサービス	通信設備等	557	61,420	5,859	67,838	5
本社 (東京都品川区) (注)4	全社(共通)	本社設備	5,841	2,252	-	8,094	4
合計			6,399	63,673	5,859	75,932	9

(注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 上記の他、データセンターを賃借しており、年間賃借料は5,798千円であります。

4. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は3,982千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】(平成24年5月31日現在)

当社の設備投資については、当社サービスに対するサーバ等の増築のほか、事業展開のためのソフトウェアの開発が主であり、事業規模の拡大に応じ、投資に対する効果を総合的に、且つ慎重に検討の上策定しております。

なお、重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	サービスの名称	設備の内容	投資予定金額		投資調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
本社 (東京都品川区)	その他	サービス用 基幹システム	10,000	-	増資資金	平成24年 10月	平成24年 12月
本社 (東京都品川区)	その他	サーバ	40,000	-	増資資金	平成24年 10月	平成24年 12月
本社 (東京都品川区)	ワイヤレス・ ブロードバンドサービス	LTE収容用 ルータ等	200,000	-	増資資金	平成24年 11月	平成26年 1月

(注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

設備更新のための除却等を除き、重要な設備等の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,200,000
計	7,200,000

(注)平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は7,128,000株増加し、7,200,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,061,200	非上場	単元株式数100株(注)
計	2,061,200	-	-

(注)平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は2,040,588株増加し、2,061,200株となっております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成17年2月25日の定時株主総会決議（平成17年3月1日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	600(注)1	600(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1	60,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000(注)2	700(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成17年3月1日 至平成27年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	発行価格 700 資本組入額 350 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株であります。なお、新株予約権の発行日後において、株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその目的たる株数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の発行日後において、1株あたりの払込金額（但し(注)2に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る価額での普通株式の発行（自己株式の処分を含む。潜在株式等の権利行使によるもの、強制転換条項付株式の普通株式への転換によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、1株あたりの払込金額を下回る1株あたりの発行価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権証券による権利、転換予約権付株式、その他普通株式の取得を請求できる権利を意味する。）の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

2. 新株予約権の発行日後において、株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後において、1株あたりの払込金額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る価額での普通株式の発行（自己株式の処分を含む。潜在株式等の権利行使によるもの、強制転換条項付株式の普通株式への転換によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、1株あたりの払込金額を下回る1株あたりの発行価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権証券による権利、転換予約権付株式、その他普通株式の取得を請求できる権利を意味する。）の発行を行うときは、未行使の新株予約権について1株あたりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合、但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ### 4. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第2回新株予約権 平成18年2月28日の定時株主総会決議（平成19年2月26日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成23年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	700（注）1	700（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	700（注）1	70,000（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	73,000（注）2	730（注）2、4
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月26日 至 平成29年2月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 73,000 資本組入額 36,500	発行価格 730 資本組入額 365 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株であります。なお、新株予約権の発行日後において、株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその目的たる株数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の発行日後において、1株あたりの払込金額（但し（注）2に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る価額での普通株式の発行（自己株式の処分を含む。潜在株式等の権利行使によるもの、強制転換条項付株式の普通株式への転換によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、1株あたりの払込金額を下回る1株あたりの発行価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権証券による権利、転換予約権付株式、その他普通株式の取得を請求できる権利を意味する。）の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

2．新株予約権の発行日後において、株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後において、1株あたりの払込金額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る価額での普通株式の発行（自己株式の処分を含む。潜在株式等の権利行使によるもの、強制転換条項付株式の普通株式への転換によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、1株あたりの払込金額を下回る1株あたりの発行価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権証券による権利、転換予約権付株式、その他普通株式の取得を請求できる権利を意味する。）の発行を行うときは、未行使の新株予約権について1株あたりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合、但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ### 4. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権 平成20年3月28日の定時株主総会決議（平成21年1月26日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成23年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	1,900（注）1	1,900（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,900（注）1	190,000（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	73,000（注）2	730（注）2、4
新株予約権の行使期間	自 平成21年1月26日 至 平成31年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 73,000 資本組入額 36,500	発行価格 730 資本組入額 365 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2．普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ### 4. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第4回新株予約権 平成21年3月31日の定時株主総会決議（平成22年2月15日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成23年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	30（注）1	30（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30（注）1	3,000（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	73,000（注）2	730（注）2、4
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月25日 至 平成32年2月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 73,000 資本組入額 36,500	発行価格 730 資本組入額 365 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認められる新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2．普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ### 4. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第5回新株予約権 平成22年12月20日の臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,000(注)1	1,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注)1	100,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	73,000(注)2	730(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成22年12月21日 至平成32年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 73,000 資本組入額 36,500	発行価格 730 資本組入額 365 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない、

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認められる新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ### 4. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第6回新株予約権 平成22年3月31日の定時株主総会決議（平成23年2月18日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	10(注)1	10(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10(注)1	1,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	73,000(注)2	730(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成23年2月21日 至平成33年2月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 73,000 資本組入額 36,500	発行価格 730 資本組入額 365 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない、

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認められる新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第7回新株予約権 平成22年12月20日の臨時株主総会決議（平成23年3月28日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成23年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	100（注）1	100（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100（注）1	10,000（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	73,000（注）2	730（注）2、4
新株予約権の行使期間	自 平成23年3月29日 至 平成33年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 73,000 資本組入額 36,500	発行価格 730 資本組入額 365 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認められる新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2．普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ### 4. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第8回新株予約権 平成23年11月16日の臨時株主総会決議（平成23年12月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	125(注)1	125(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125(注)1	12,500(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)2	1,000(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成23年12月28日 至平成33年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 1,000 資本組入額 500 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない、

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ### 4. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年2月26日 (注)1	1,000	9,131	25,000	202,832	25,000	142,222
平成19年2月27日 (注)2	500	9,631	12,500	215,332	12,500	154,722
平成19年9月14日 (注)3	100	9,731	3,650	218,982	3,650	158,372
平成19年12月7日 (注)4	100	9,831	3,650	222,632	3,650	162,022
平成20年3月28日 (注)5	2,100	11,931	76,650	299,282	76,650	238,672
平成20年4月10日 (注)6	411	12,342	15,001	314,284	15,001	253,674
平成20年5月26日 (注)7	1,000	13,342	36,500	350,784	36,500	290,174
平成20年7月30日 (注)8	411	13,753	15,001	365,785	15,001	305,175
平成20年11月14日 (注)9	1,500	15,253	54,750	420,535	54,750	359,925
平成21年3月31日 (注)10	2,000	17,253	73,000	493,535	73,000	432,925
平成21年9月28日 (注)11	137	17,390	5,000	498,536	5,000	437,926
平成21年10月13日 (注)12	500	17,890	18,250	516,786	18,250	456,176
平成21年10月27日 (注)13	136	18,026	4,964	521,750	4,964	461,140
平成21年12月4日 (注)14	700	18,726	25,550	547,300	25,550	486,690
平成22年2月22日 (注)15	137	18,863	5,000	552,300	5,000	491,690
平成22年7月27日 (注)16	349	19,212	12,738	565,039	12,738	504,429
平成22年8月23日 (注)17	1,400	20,612	51,100	616,139	51,100	555,529
平成24年5月16日 (注)18	2,040,588	2,061,200	-	616,139	-	555,529

- (注)1. 有償第三者割当 発行価格50,000円 資本組入額25,000円
割当先 ソフィア総合研究所株式会社
2. 有償第三者割当 発行価格50,000円 資本組入額25,000円
割当先 坂巻和彦
3. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 ゼネラルエンジニアリング株式会社
4. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 鈴俊子
5. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 株式会社ヨドバシカメラ

6. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 シンダイ株式会社
7. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 藤沢昭和
8. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 株式会社ブラネット社
9. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 株式会社ヨドバシカメラ
10. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 株式会社ヨドバシカメラ
11. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 齊京由勝
12. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 ジョルダン株式会社
13. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 植松時子
14. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 株式会社ヨドバシカメラ
15. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 株式会社ブレースホーム
16. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 安田企業投資 4号投資事業有限責任組合
17. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円
割当先 インテック・アイティ 2号投資事業有限責任組合
18. 株式分割 1 : 100

(5) 【所有者別状況】

平成24年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	14	-	-	33	47	-
所有株式数（単元）	-	-	-	13,802	-	-	6,810	20,612	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	67.0	-	-	33.0	100.0	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,061,200	20,612	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,061,200	-	-
総株主の議決権	-	20,612	-

【自己株式等】

平成24年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成17年2月25日の定時株主総会決議（平成17年3月1日取締役会決議）

決議年月日	平成17年2月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第2回新株予約権 平成18年2月28日の定時株主総会決議（平成19年2月26日取締役会決議）

決議年月日	平成18年2月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第3回新株予約権 平成20年3月28日の定時株主総会決議（平成21年1月26日取締役会決議）

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第4回新株予約権 平成21年3月31日の定時株主総会決議（平成22年2月15日取締役会決議）

決議年月日	平成21年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第5回新株予約権 平成22年12月20日の臨時株主総会決議

決議年月日	平成22年12月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第6回新株予約権 平成22年3月31日の定時株主総会決議（平成23年2月18日取締役会決議）

決議年月日	平成22年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第7回新株予約権 平成22年12月20日の臨時株主総会決議（平成23年3月28日取締役会決議）

決議年月日	平成22年12月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第8回新株予約権 平成23年11月16日の臨時株主総会決議（平成23年12月22日取締役会決議）

決議年月日	平成23年11月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、第1期から第6期までは当期純損失を計上しており、第8期事業年度末においても配当可能利益の蓄積が進んでいないことから、設立以来、配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。

今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後の成長に資する設備投資等並びに経営基盤の強化に有効活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	-	池田 武弘	昭和47年4月12日生	平成11年4月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)入社 平成16年1月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)設立 代表取締役社長就任 平成22年12月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)代表取締役CEO就任(現任)	(注)3	150,000
取締役COO	セールス・マーケティンググループ長	原田 実	昭和40年7月19日生	平成2年4月 マニファクチュラス・ハノバール銀行(現 JPモルガン・チェース銀行)入行 平成9年1月 株式会社NEC総研(現 NECラーニング株式会社)入社 平成10年10月 ライコスジャパン株式会社(現 楽天株式会社)入社 平成11年11月 株式会社ライブドア(現 株式会社データホテル)入社 平成12年6月 株式会社シープロド入社 専務取締役COO就任 平成16年1月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)設立 取締役就任 平成22年12月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)取締役COOセールス・マーケティンググループ長就任(現任)	(注)3	50,000
取締役	コーポレート・マネジメントグループ長	小島 聡	昭和49年2月1日生	平成8年4月 隆祥産業株式会社(現 株式会社レクザム)入社 平成11年9月 株式会社ディスコ入社 平成22年10月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)入社 コーポレート・マネジメントグループマネージャー 平成23年3月 当社取締役コーポレート・マネジメントグループ長就任(現任)	(注)3	-
取締役	-	渡邊 龍男	昭和39年6月11日生	昭和62年4月 住友生命保険相互会社入社 平成13年6月 サイトデザイン株式会社(現 株式会社フェヴリナ)取締役就任 平成16年6月 株式会社オールアバウト常勤監査役就任(現任) 平成16年6月 株式会社SDホールディングス(現 株式会社フェヴリナ)監査役就任 平成17年3月 デザインエクスチェンジ株式会社監査役就任 平成19年6月 ウェブロックホールディングス株式会社取締役就任 平成24年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	-	若本 英徳	昭和19年10月9日生	昭和42年4月 株式会社第一銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 平成元年11月 ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 平成6年7月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(現 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)入社 平成12年6月 株式会社トランスジェニック代表取締役副社長就任 平成14年3月 アンジェスエムジー株式会社(現 アンジェスMG株式会社)取締役就任 管理本部長 平成16年4月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)取締役就任 平成16年12月 ジェノダイブファーマ株式会社取締役就任(現任) 平成21年3月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)常勤監査役就任(現任)	(注)4	56,600
監査役	-	杉山 和彦	昭和22年7月20日生	昭和45年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社 平成12年9月 リスクモンスター株式会社設立 代表取締役社長就任 平成16年6月 リスクモンスター株式会社代表取締役会長就任 平成17年6月 リスクモンスター株式会社取締役会長就任 平成22年7月 リスクモンスター株式会社相談役就任(現任) 平成23年3月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	山田 啓之	昭和39年10月20日生	昭和63年4月 安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社)入社 平成3年5月 柳澤迫本公認会計士事務所入所 平成12年11月 エイジックス株式会社設立 代表取締役(現任) 平成16年9月 クックパッド株式会社監査役就任 平成19年7月 クックパッド株式会社取締役就任(現任) 平成22年3月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)監査役就任(現任)	(注)4	-
計						256,600

(注)1. 取締役 渡邊龍男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 杉山和彦及び山田啓之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成24年5月16日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成25年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成24年5月16日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成27年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

八．グループ長会議

グループ長会議は、代表取締役CEO及び各グループの責任者で構成されております。グループ長会議は、原則として毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。グループ長会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各グループの情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。

なお、グループ長会議には、常勤監査役も出席しております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は会社規模が比較的小さく、内部監査の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者を兼務させております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的にはコーポレート・マネジメントグループ長を内部監査責任者として定めて、相互チェックが可能な体制にて運用しております。

監査役監査につきましては、コーポレート・ガバナンスに精通した者を常勤監査役として選任しているほか、税理士及び企業リスクに精通した者を非常勤の社外監査役に選任しており、取締役及び各部門の業務遂行につき監査を行っております。

また、監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査担当者が常勤監査役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をしております。さらに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は中川一之、奥見正浩の2名であります。補助者の構成は公認会計士2名、その他1名となっております。

なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システム整備基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能を有効に機能していることを確認するために、内部監査を実施しております。内部監査は、各グループ長2名による相互監査で実施され、監査役会、会計監査人と連携し、監査の実効性を確保しております。

社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社は社外取締役を1名、社外監査役2名を選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し牽制及び監視機能を強化しております。

なお、社外取締役渡邊龍男及び社外監査役杉山和彦と当社との間に、人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社の社外監査役山田啓之は新株予約権10個を保有しておりますが、その他に人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

役員報酬の内容

イ．平成23年12月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	46,200	46,200	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	8,400	8,400	-	-	1
社外役員	7,440	7,440	-	-	3

ロ． 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ． 中間配当の定め

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款に定めております。

ロ． 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これらは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,200	-	9,600	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）及び当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計情報誌の購読等を行っております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	475,739	750,838
売掛金	167,084	393,997
商品	20,510	-
前払費用	12,440	13,343
繰延税金資産	65,104	154,622
その他	230	2,904
貸倒引当金	939	2,351
流動資産合計	740,168	1,313,353
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,175	7,752
減価償却累計額	49	1,352
建物（純額）	1,125	6,399
工具、器具及び備品	7,897	72,174
減価償却累計額	4,328	8,500
工具、器具及び備品（純額）	3,569	63,673
有形固定資産合計	4,695	70,072
無形固定資産		
ソフトウェア	13,813	5,859
無形固定資産合計	13,813	5,859
投資その他の資産		
敷金及び保証金	5,409	5,409
長期前払費用	648	166
投資その他の資産合計	6,057	5,576
固定資産合計	24,567	81,508
資産合計	764,736	1,394,862
負債の部		
流動負債		
買掛金	183,472	500,884
未払金	76,102	119,433
未払費用	1,393	464
未払法人税等	3,446	3,055
未払消費税等	8,238	18,398
預り金	924	5,777
前受収益	47,951	19,091
その他	74	-
流動負債合計	321,603	667,105
固定負債		
繰延税金負債	-	1,223
資産除去債務	-	4,193
固定負債合計	-	5,417
負債合計	321,603	672,522

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	616,139	616,139
資本剰余金		
資本準備金	555,529	555,529
資本剰余金合計	555,529	555,529
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	728,535	449,327
利益剰余金合計	728,535	449,327
株主資本合計	443,132	722,340
純資産合計	443,132	722,340
負債純資産合計	764,736	1,394,862

【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

		当第1四半期会計期間 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		941,378
売掛金		431,747
その他		169,872
貸倒引当金		2,582
流動資産合計		1,540,416
固定資産		
有形固定資産		65,328
無形固定資産		5,051
投資その他の資産		5,534
固定資産合計		75,914
資産合計		1,616,330
負債の部		
流動負債		
買掛金		569,121
未払法人税等		1,740
その他		165,187
流動負債合計		736,048
固定負債		
その他		5,378
固定負債合計		5,378
負債合計		741,427
純資産の部		
株主資本		
資本金		616,139
資本剰余金		555,529
利益剰余金		296,764
株主資本合計		874,903
純資産合計		874,903
負債純資産合計		1,616,330

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
売上高	1,154,497	3,440,852
売上原価	507,689	2,171,731
売上総利益	646,807	1,269,121
販売費及び一般管理費	531,726	882,679
営業利益	115,080	386,441
営業外収益		
受取利息	440	50
保険解約返戻金	-	43
その他	48	3
営業外収益合計	488	98
営業外費用		
支払利息	535	-
株式交付費	1,573	-
為替差損	-	18
その他	0	-
営業外費用合計	2,109	18
経常利益	113,459	386,521
特別損失		
固定資産除却損	291	2,484
契約解除損失	-	191,974
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	188
特別損失合計	291	194,646
税引前当期純利益	113,167	191,874
法人税、住民税及び事業税	953	960
法人税等調整額	65,104	88,294
法人税等合計	64,150	87,333
当期純利益	177,318	279,208

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)			当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
商品原価							
1 商品期首たな卸高		20,179			20,510		
2 当期商品仕入高		19,800			-		
合計		39,979			20,510		
3 他勘定振替高		-			202		
4 商品期末たな卸高	1	20,510	19,469	3.8	-	20,308	0.9
労務費			-	-		4,243	0.2
経費	2		488,220	96.2		2,147,179	98.9
当期売上原価			507,689	100.0		2,171,731	100.0

前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
1 商品期末たな卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の商品たな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 16,335千円	1 商品期末たな卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の商品たな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 20,240千円
2 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 通信回線利用料 457,360千円 減価償却費 7,318千円	2 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 通信回線利用料 2,093,189千円 減価償却費 9,338千円

【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
売上高	1,231,720
売上原価	804,073
売上総利益	427,646
販売費及び一般管理費	274,811
営業利益	152,835
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	30
営業外収益合計	30
営業外費用	
為替差損	120
営業外費用合計	120
経常利益	152,744
税引前四半期純利益	152,744
法人税、住民税及び事業税	237
法人税等調整額	55
法人税等合計	181
四半期純利益	152,562

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	547,300	616,139
当期変動額		
新株の発行	68,839	-
当期変動額合計	68,839	-
当期末残高	616,139	616,139
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	486,690	555,529
当期変動額		
新株の発行	68,839	-
当期変動額合計	68,839	-
当期末残高	555,529	555,529
資本剰余金合計		
前期末残高	486,690	555,529
当期変動額		
新株の発行	68,839	-
当期変動額合計	68,839	-
当期末残高	555,529	555,529
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	905,854	728,535
当期変動額		
当期純利益	177,318	279,208
当期変動額合計	177,318	279,208
当期末残高	728,535	449,327
利益剰余金合計		
前期末残高	905,854	728,535
当期変動額		
当期純利益	177,318	279,208
当期変動額合計	177,318	279,208
当期末残高	728,535	449,327
株主資本合計		
前期末残高	128,135	443,132
当期変動額		
新株の発行	137,678	-
当期純利益	177,318	279,208
当期変動額合計	314,996	279,208
当期末残高	443,132	722,340

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
純資産合計		
前期末残高	128,135	443,132
当期変動額		
新株の発行	137,678	-
当期純利益	177,318	279,208
当期変動額合計	314,996	279,208
当期末残高	443,132	722,340

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	113,167	191,874
減価償却費	8,031	12,185
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	188
貸倒引当金の増減額（ は減少）	939	1,411
受取利息	440	50
支払利息	535	-
固定資産除却損	291	2,484
株式交付費	1,573	-
契約解除損失	-	191,974
売上債権の増減額（ は増加）	94,015	226,912
たな卸資産の増減額（ は増加）	330	20,510
仕入債務の増減額（ は減少）	174,529	317,412
未払金の増減額（ は減少）	16,171	43,331
前受収益の増減額（ は減少）	45,787	28,859
未払消費税等の増減額（ は減少）	8,238	10,159
未収消費税等の増減額（ は増加）	8,179	-
その他	18,457	1,163
小計	301,117	536,871
利息の受取額	1,473	50
利息の支払額	535	-
契約解除金の支払	-	191,974
法人税等の支払額	1,187	960
営業活動によるキャッシュ・フロー	300,868	343,987
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,516	67,729
無形固定資産の取得による支出	4,205	1,158
役員に対する短期貸付金の回収による収入	73,803	-
敷金及び保証金の差入による支出	6,209	-
敷金及び保証金の回収による収入	2,403	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	62,275	68,887
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	50,000	-
長期借入金の返済による支出	10,000	-
株式の発行による収入	136,104	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	76,104	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	439,248	275,099
現金及び現金同等物の期首残高	36,490	475,739
現金及び現金同等物の期末残高	475,739	750,838

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)定率法 なお、主要な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年 工具、器具及び備品 4～10年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く)定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)定率法 なお、主要な耐用年数は次のとおりです。 建物 10～15年 工具、器具及び備品 4～10年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く)同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	-
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
-	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ724千円減少し、税引前当期純利益は913千円減少しております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。	1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。
売掛金 746千円	売掛金 384千円
未払金 46,933千円	未払金 103,166千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
関係会社への売上高 22,662千円	関係会社への売上高 3,352千円
関係会社への支払手数料 176,997千円	関係会社への支払手数料 473,631千円
2 販売費に属する費用のおおよその割合は46%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は54%であります。	2 販売費に属する費用のおおよその割合は57%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は43%であります。
主要な費目及び金額は次のとおりであります。	主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売促進費 65,913千円	販売促進費 28,704千円
役員報酬 31,320千円	役員報酬 62,040千円
業務委託費 57,344千円	業務委託費 53,667千円
支払手数料 330,533千円	支払手数料 659,101千円
減価償却費 712千円	減価償却費 2,846千円
貸倒引当金繰入 939千円	貸倒引当金繰入 1,442千円
3 固定資産除却損は、工具、器具及び備品291千円であります。	3 固定資産除却損は、工具、器具及び備品2,484千円あります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	18,726	1,886	-	20,612
合計	18,726	1,886	-	20,612

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,886株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	20,612	-	-	20,612
合計	20,612	-	-	20,612

2．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 475,739	現金及び預金勘定 750,838
現金及び預金同等物 475,739	現金及び預金同等物 750,838

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	475,739	475,739	-
(2) 売掛金	167,084	167,084	-
資産計	642,823	642,823	-
(1) 買掛金	183,472	183,472	-
(2) 未払金	76,102	76,102	-
負債計	259,574	259,574	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	475,739	-	-	-
売掛金	167,084	-	-	-
合計	642,823	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。営業債務である買掛金及び未払金は、2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	750,838	750,838	-
(2) 売掛金	393,997	393,997	-
資産計	1,144,836	1,144,836	-
(1) 買掛金	500,884	500,884	-
(2) 未払金	119,433	119,433	-
負債計	620,318	620,318	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	750,838	-	-	-
売掛金	393,997	-	-	-
合計	1,144,836	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用していませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用していませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注)1	取締役 3名 監査役 1名	取締役 2名	取締役 2名 社外協力者 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 600株	普通株式 700株	普通株式 1,900株
付与日	平成17年3月1日	平成19年2月26日	平成21年1月26日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成17年3月1日から 平成27年2月28日まで	平成19年2月26日から 平成29年2月25日まで	平成21年1月26日から 平成31年1月25日まで

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注)1	取締役 1名 社外協力者 2名	取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 30株	普通株式 1,000株
付与日	平成22年2月25日	平成22年12月21日
権利確定条件	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成22年2月25日から 平成32年2月24日まで	平成22年12月21日から 平成32年12月20日まで

(注)1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成22年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	600	700	1,900
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	600	700	1,900

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	30	1,000
失効	-	-
権利確定	30	1,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	30	1,000
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	30	1,000

単価情報

	第1回 ストック・オ プション	第2回 ストック・オ プション	第3回 ストック・オ プション	第4回 ストック・オ プション	第5回 ストック・オ プション
権利行使価格 (円)	70,000	73,000	73,000	73,000	73,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産方式により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	取締役 3名 監査役 1名	取締役 2名	取締役 2名 社外協力者 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 600株	普通株式 700株	普通株式 1,900株
付与日	平成17年3月1日	平成19年2月26日	平成21年1月26日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成17年3月1日から 平成27年2月28日まで	平成19年2月26日から 平成29年2月25日まで	平成21年1月26日から 平成31年1月25日まで

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	取締役 1名 社外協力者 2名	取締役 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 30株	普通株式 1,000株	普通株式 10株
付与日	平成22年2月25日	平成22年12月21日	平成23年2月21日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成22年2月25日から 平成32年2月24日まで	平成22年12月21日から 平成32年12月20日まで	平成23年2月21日から 平成33年2月20日まで

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	取締役 1名	従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 100株	普通株式 125株
付与日	平成23年3月29日	平成23年12月28日
権利確定条件	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成23年3月29日から 平成33年3月28日まで	平成23年12月28日から 平成33年12月27日まで

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	600	700	1,900
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	600	700	1,900

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	10
失効	-	-	-
権利確定	-	-	10
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	30	1,000	-
権利確定	-	-	10
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	30	1,000	10

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	100	125
失効	-	-
権利確定	100	125
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	100	125
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	100	125

単価情報

	第1回 ストック・オ プション	第2回 ストック・オ プション	第3回 ストック・オ プション	第4回 ストック・オ プション	第5回 ストック・オ プション
権利行使価格 (円)	70,000	73,000	73,000	73,000	73,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

	第6回 ストック・オ プション	第7回 ストック・オ プション	第8回 ストック・オ プション
権利行使価格 (円)	73,000	73,000	100,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度に権利行使されたStock・オプションはありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)																																																		
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">298,721</td> </tr> <tr> <td>商品評価損否認額</td> <td style="text-align: right;">6,646</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">11,983</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,015</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">970</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">319,337</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">254,233</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65,104</td> </tr> </table> <p>当事業年度における繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">65,104千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	繰越欠損金	298,721	商品評価損否認額	6,646	繰延資産償却超過額	11,983	未払事業税	1,015	その他	970	計	319,337	評価性引当額	254,233	繰延税金資産合計	65,104	流動資産 - 繰延税金資産	65,104千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">220,054</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">10,408</td> </tr> <tr> <td>前受収益</td> <td style="text-align: right;">7,483</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">1,494</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">856</td> </tr> <tr> <td>商品評価損否認額</td> <td style="text-align: right;">106</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,341</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">241,745</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">87,123</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">154,622</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">繰延税金負債 (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td> <td style="text-align: right;">1,223</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,223</td> </tr> </table> <p>当事業年度における繰延税金資産及び繰延税金負債は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">154,622千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債 - 繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">1,223千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	繰越欠損金	220,054	繰延資産償却超過額	10,408	前受収益	7,483	資産除去債務	1,494	未払事業税	856	商品評価損否認額	106	その他	1,341	計	241,745	評価性引当額	87,123	繰延税金資産合計	154,622	資産除去債務に対応する除去費用	1,223	繰延税金負債合計	1,223	流動資産 - 繰延税金資産	154,622千円	固定負債 - 繰延税金負債	1,223千円
繰延税金資産	(千円)																																																		
繰越欠損金	298,721																																																		
商品評価損否認額	6,646																																																		
繰延資産償却超過額	11,983																																																		
未払事業税	1,015																																																		
その他	970																																																		
計	319,337																																																		
評価性引当額	254,233																																																		
繰延税金資産合計	65,104																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	65,104千円																																																		
繰延税金資産	(千円)																																																		
繰越欠損金	220,054																																																		
繰延資産償却超過額	10,408																																																		
前受収益	7,483																																																		
資産除去債務	1,494																																																		
未払事業税	856																																																		
商品評価損否認額	106																																																		
その他	1,341																																																		
計	241,745																																																		
評価性引当額	87,123																																																		
繰延税金資産合計	154,622																																																		
資産除去債務に対応する除去費用	1,223																																																		
繰延税金負債合計	1,223																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	154,622千円																																																		
固定負債 - 繰延税金負債	1,223千円																																																		
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.8%</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の利用</td> <td style="text-align: right;">58.4%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">39.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">56.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.1%	住民税等均等割	0.8%	繰越欠損金の利用	58.4%	評価性引当金の増減	39.9%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.7%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の利用</td> <td style="text-align: right;">41.0%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">46.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.3%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45.5%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.0%	住民税等均等割	0.5%	繰越欠損金の利用	41.0%	評価性引当金の増減	46.1%	その他	0.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5%																		
法定実効税率	40.7%																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.1%																																																		
住民税等均等割	0.8%																																																		
繰越欠損金の利用	58.4%																																																		
評価性引当金の増減	39.9%																																																		
その他	0.0%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.7%																																																		
法定実効税率	40.7%																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.0%																																																		
住民税等均等割	0.5%																																																		
繰越欠損金の利用	41.0%																																																		
評価性引当金の増減	46.1%																																																		
その他	0.3%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5%																																																		

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当事業年度（平成23年12月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.634%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	4,125千円
時の経過による調整額	67千円
期末残高	4,193千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	3,401,894

（注）1．当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

2．上記金額は一般顧客に対する回収代行委託金額を記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	株式会社ヨドバシカメラ	東京都新宿区	30,000	小売業	(被所有) 直接 30.5 [4.8]	営業取引	当社サービスに付随する物品の販売(注)2	22,662	売掛金	746
							当社サービスの販売代理(注)2	176,997	未払金	46,933

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社サービスに付随する物品の販売及び当社サービスの販売代理については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 「議決権等の所有（被所有）割合」欄の [] 内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	池田 武弘	-	-	当社代表取締役CEO	(被所有) 直接 7.2	-	資金の貸付(注)2	(注)3	-	-
							受取利息	422	-	-

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 貸付金の返済として、73,803千円の返済を行っております。

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	株式会社ヨドバシカメラ	東京都新宿区	30,000	小売業	(被所有) 直接 20.8 [4.8]	営業取引	当社サービスに付随する物品の販売(注)2	3,352	売掛金	384
							当社サービスの販売代理(注)2	473,631	未払金	103,166

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社サービスに付随する物品の販売及び当社サービスの販売代理については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 「議決権等の所有（被所有）割合」欄の [] 内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

（ 1株当たり情報 ）

前事業年度 （自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）	当事業年度 （自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）
1株当たり純資産額 21,498.76円 1株当たり当期純利益金額 9,094.65円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	1株当たり純資産額 35,044.65円 1株当たり当期純利益金額 13,545.90円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

（注） 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）	当事業年度 （自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）
当期純利益（千円）	177,318	279,208
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	177,318	279,208
期中平均株式数（株）	19,497	20,612
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類（新株予約権の数4,230個） 新株予約権の詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権8種類（新株予約権の数4,465個） 新株予約権の詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

平成24年4月18日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のとおり株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、1単元を100株とする単元株制度を採用するとともに、1株につき100株の割合とする当社発行株式の分割の決議を行いました。なお、単元株制度及び株式分割の効力発生日はいずれも平成24年5月16日であります。

2. 株式分割の概要

分割の方法

平成24年5月15日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 20,612株

今回の分割により増加する株式数 2,040,588株

株式分割後の発行済株式総数 2,061,200株

株式分割後の発行可能株式総数 7,200,000株

新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社がストック・オプションとして発行した新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成24年5月16日以降、次のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回ストック・オプション	70,000円	700円
第2回ストック・オプション	73,000円	730円
第3回ストック・オプション	73,000円	730円
第4回ストック・オプション	73,000円	730円
第5回ストック・オプション	73,000円	730円
第6回ストック・オプション	73,000円	730円
第7回ストック・オプション	73,000円	730円
第8回ストック・オプション	100,000円	1,000円

その他

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

前事業年度	当事業年度
1株当たり純資産額 214.99円	1株当たり純資産額 350.45円
1株当たり当期純利益金額 90.95円	1株当たり当期純利益金額 135.46円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
(会計方針の変更) (1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9条平成22年6月30日)を適用しております。 この適用により、当第1四半期会計期間末後に株式分割を行いました。当第1四半期累計期間の期首に行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
減価償却費	5,552千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	74.02円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	152,562
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	152,562
普通株式の期中平均株式数(株)	2,061,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前事業年度末から重要な 変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成24年4月18日開催の当社取締役会決議に基づき、平成24年5月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当第1四半期累計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

当第1四半期会計期間
（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）

（株式分割）

当社は、平成24年4月18日開催の取締役会の決議に基づき、次のとおり株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、1単元を100株とする単元株制度を採用するとともに、1株につき100株の割合とする当社発行株式の分割の決議を行いました。なお、単元株制度及び株式分割の効力発生日はいずれも平成24年5月16日であります。

2. 株式分割の概要

分割の方法

平成24年5月15日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 20,612株
 今回の分割により増加する株式数 2,040,588株
 株式分割後の発行済株式総数 2,061,200株
 株式分割後の発行可能株式総数 7,200,000株

新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社がストック・オプションとして発行した新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成24年5月16日以降、次のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回ストック・オプション	70,000円	700円
第2回ストック・オプション	73,000円	730円
第3回ストック・オプション	73,000円	730円
第4回ストック・オプション	73,000円	730円
第5回ストック・オプション	73,000円	730円
第6回ストック・オプション	73,000円	730円
第7回ストック・オプション	73,000円	730円
第8回ストック・オプション	100,000円	1,000円

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,175	6,577	-	7,752	1,352	1,303	6,399
工具、器具及び備品	7,897	65,208	931	72,174	8,500	5,022	63,673
有形固定資産計	9,072	71,785	931	79,926	9,853	6,326	70,072
無形固定資産							
ソフトウェア	50,815	478	14,638	36,655	30,795	6,029	5,859
無形固定資産計	50,815	478	14,638	36,655	30,795	6,029	5,859
長期前払費用	648	500	981	166	-	-	166

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額
工具、器具及び備品	ワイマックス・サービス通信機器の取得 64,463千円
ソフトウェア	自社利用ソフトウェアの除却 14,638千円

2. 「当期償却額」欄の建物には、「資産除去債務に関する会計基準」適用に伴う影響額（特別損失）171千円が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	939	1,442	31	-	2,351

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	71
預金	
普通預金	750,767
小計	750,767
合計	750,838

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	391,734
ソフトバンクテレコム株式会社	976
KDDI株式会社	556
株式会社ヨドバシカメラ	384
株式会社ブイキューブ	73
その他	271
合計	393,997

(注) GMOペイメントゲートウェイ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びKDDI株式会社に対する残高は、回収代行委託金額になっております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(B)
167,084	3,612,895	3,385,982	393,997	89.6	28.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．繰延税金資産

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳については、「1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
UQコミュニケーションズ株式会社	483,006
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	7,320
ソフトバンクテレコム株式会社	4,585
KDDI株式会社	2,209
サードネットワークス株式会社	1,361
その他	2,399
合計	500,884

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
株式会社ヨドバシカメラ	103,166
株式会社CSKサービスウェア	4,721
株式会社レピダム	3,559
品川年金事務所	1,881
株式会社日本総合研究所	1,680
その他	4,424
合計	119,433

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末から3ヶ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	- - - - -
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは以下のとおりです。 http://www.wirelessgate.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表間の比較可能性を向上させるため、財務諸表の様式については、第二部に記載の財務諸表に準じて記載しております。また、連動子会社はありません。

1【貸借対照表】

（単位：千円）

	第4期 (平成19年12月31日)	第5期 (平成20年12月31日)	第6期 (平成21年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	4,856	63,638	36,490
売掛金	5,087	1 52,035	1 73,068
商品	-	7,934	20,179
前払費用	642	782	19,607
未収入金	3,432	12,657	9,825
役員に対する短期貸付金	50,000	43,800	73,803
その他	195	333	386
流動資産合計	64,214	181,181	233,360
固定資産			
有形固定資産			
工具、器具及び備品	6,597	7,502	7,361
減価償却累計額	4,416	3,198	5,179
工具、器具及び備品（純額）	2,181	4,303	2,181
有形固定資産合計	2,181	4,303	2,181
無形固定資産			
ソフトウェア	18,617	24,272	16,076
無形固定資産合計	18,617	24,272	16,076
投資その他の資産			
敷金及び保証金	900	900	21,035
長期前払費用	-	-	8,765
投資その他の資産合計	900	900	29,800
固定資産合計	21,699	29,476	48,057
資産合計	85,913	210,658	281,418

	第4期 (平成19年12月31日)	第5期 (平成20年12月31日)	第6期 (平成21年12月31日)
負債の部			
流動負債			
買掛金	5,458	10,799	8,942
短期借入金	37,000	80,000	50,000
役員からの短期借入金	16,000	-	-
1年内返済予定の長期借入金	-	-	3,540
1年内返済予定の役員からの長期借入金	12,000	-	-
未払金	11,869	1 34,165	1 68,993
未払費用	134	-	-
未払法人税等	1,081	1,815	2,908
預り金	1,505	1,279	1,660
前受収益	-	22,500	2,163
流動負債合計	85,049	150,559	138,207
固定負債			
長期借入金	-	-	6,460
役員からの長期借入金	35,000	-	-
長期未払金	-	-	8,615
固定負債合計	35,000	-	15,075
負債合計	120,049	150,559	153,282
純資産の部			
株主資本			
資本金	222,632	420,535	547,300
資本剰余金			
資本準備金	162,022	359,925	486,690
資本剰余金合計	162,022	359,925	486,690
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	418,791	720,362	905,854
利益剰余金合計	418,791	720,362	905,854
株主資本合計	34,136	60,098	128,135
純資産合計	34,136	60,098	128,135
負債純資産合計	85,913	210,658	281,418

2【損益計算書】

(単位:千円)

	第4期	第5期	第6期
	(自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
売上高	32,008	1 173,522	1 426,061
売上原価	34,292	108,998	184,686
売上総利益又は売上総損失()	2,284	64,523	241,375
販売費及び一般管理費	1 111,993	1, 2 359,113	1, 2 424,276
営業損失()	114,278	294,589	182,900
営業外収益			
受取利息	240	387	541
消費税還付加算金	-	-	85
その他	1	7	8
営業外収益合計	241	395	636
営業外費用			
支払利息	1,571	1,862	1,051
株式交付費	442	1,494	977
その他	54	-	-
営業外費用合計	2,068	3,356	2,029
経常損失()	116,106	297,551	184,293
特別損失			
前期損益修正損	-	3 3,432	-
特別損失合計	-	3,432	-
税引前当期純損失()	116,106	300,983	184,293
法人税、住民税及び事業税	646	588	1,197
法人税等調整額	-	-	-
法人税等合計	646	588	1,197
当期純損失()	116,752	301,571	185,491

3【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	177,832	222,632	420,535
当期変動額			
新株の発行	44,800	197,903	126,764
当期変動額合計	44,800	197,903	126,764
当期末残高	222,632	420,535	547,300
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	117,222	162,022	359,925
当期変動額			
新株の発行	44,800	197,903	126,764
当期変動額合計	44,800	197,903	126,764
当期末残高	162,022	359,925	486,690
資本剰余金合計			
前期末残高	117,222	162,022	359,925
当期変動額			
新株の発行	44,800	197,903	126,764
当期変動額合計	44,800	197,903	126,764
当期末残高	162,022	359,925	486,690
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	302,038	418,791	720,362
当期変動額			
当期純損失()	116,752	301,571	185,491
当期変動額合計	116,752	301,571	185,491
当期末残高	418,791	720,362	905,854

	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	302,038	418,791	720,362
当期変動額			
当期純損失()	116,752	301,571	185,491
当期変動額合計	116,752	301,571	185,491
当期末残高	418,791	720,362	905,854
株主資本合計			
前期末残高	6,983	34,136	60,098
当期変動額			
新株の発行	89,600	395,806	253,528
当期純損失()	116,752	301,571	185,491
当期変動額合計	27,152	94,234	68,037
当期末残高	34,136	60,098	128,135
純資産合計			
前期末残高	6,983	34,136	60,098
当期変動額			
新株の発行	89,600	395,806	253,528
当期純損失()	116,752	301,571	185,491
当期変動額合計	27,152	94,234	68,037
当期末残高	34,136	60,098	128,135

【重要な会計方針】

項目	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	-	移動平均法による原価法	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これによる、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に変動はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主要な耐用年数は次のとおりです。 工具、器具及び備品 4～10年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左	株式交付費 同左
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第4期 (平成19年12月31日)	第5期 (平成20年12月31日)	第6期 (平成21年12月31日)
-	1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 売掛金 14,064千円 未払金 11,323千円	1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 売掛金 1,431千円 未払金 19,034千円

(損益計算書関係)

第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
-	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への売上高 29,875千円 関係会社への支払手数料 31,568千円	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への売上高 73,459千円 関係会社への支払手数料 102,815千円
1 販売費に属する費用のおおよその割合は24%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は76%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売促進費 26,991千円 役員報酬 36,000千円 業務委託費 11,929千円 支払手数料 17,851千円 減価償却費 1,618千円	2 販売費に属する費用のおおよその割合は48%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は52%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売促進費 140,317千円 役員報酬 27,000千円 業務委託費 50,439千円 支払手数料 112,653千円 減価償却費 1,633千円	2 販売費に属する費用のおおよその割合は43%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は57%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売促進費 76,864千円 役員報酬 26,400千円 業務委託費 63,963千円 支払手数料 225,866千円 減価償却費 422千円
-	3 前期損益修正損の内訳 過年度消費税額修正損 3,432千円	-

(株主資本等変動計算書関係)

第4期(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	8,131	1,700	-	9,831
合計	8,131	1,700	-	9,831

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,700株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

第5期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	9,831	5,422	-	15,253
合計	9,831	5,422	-	15,253

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加5,422株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

第6期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	15,253	3,473	-	18,726
合計	15,253	3,473	-	18,726

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加3,473株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第4期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

該当事項はありません。

第5期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

第6期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第4期（平成19年12月31日）

該当事項はありません。

第5期（平成20年12月31日）

該当事項はありません。

第6期（平成21年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第4期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

デリバティブ取引を全く利用していませんので、該当事項はありません。

第5期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

デリバティブ取引を全く利用していませんので、該当事項はありません。

第6期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

デリバティブ取引を全く利用していませんので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第4期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	取締役 3名 監査役 1名	取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2	普通株式 600株	普通株式 700株
付与日	平成17年3月1日	平成19年2月26日
権利確定条件	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成17年3月1日から 平成27年2月28日まで	平成19年2月26日から 平成29年2月25日まで

（注）1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成19年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
権利確定前 （株）		
前事業年度末	-	-
付与	-	700
失効	-	-
権利確定	-	700
未確定残	-	-
権利確定後 （株）		
前事業年度末	600	-
権利確定	-	700
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	600	700

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	70,000	73,000
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産方式により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

第5期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	取締役 3名 監査役 1名	取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2	普通株式 600株	普通株式 700株
付与日	平成17年3月1日	平成19年2月26日
権利確定条件	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成17年3月1日から 平成27年2月28日まで	平成19年2月26日から 平成29年2月25日まで

（注）1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成20年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	600	700
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	600	700

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	70,000	73,000
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

第6期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注)1	取締役 3名 監査役 1名	取締役 2名	取締役 2名 社外協力者 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 600株	普通株式 700株	普通株式 1,900株
付与日	平成17年3月1日	平成19年2月26日	平成21年1月26日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成17年3月1日から 平成27年2月28日まで	平成19年2月26日から 平成29年2月25日まで	平成21年1月26日から 平成31年1月25日まで

(注)1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成21年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	1,900
失効	-	-	-
権利確定	-	-	1,900
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	600	700	-
権利確定	-	-	1,900
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	600	700	1,900

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	70,000	73,000	73,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産方式により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

第4期 (平成19年12月31日)	第5期 (平成20年12月31日)	第6期 (平成21年12月31日)																																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">167,996</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">204</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">168,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">168,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">-</td> <td></td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)		繰越欠損金	167,996		その他	204		計	168,200		評価性引当額	168,200		繰延税金資産合計	-		<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">280,947</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9,657</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">290,605</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">290,605</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">-</td> <td></td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)		繰越欠損金	280,947		その他	9,657		計	290,605		評価性引当額	290,605		繰延税金資産合計	-		<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">364,804</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">700</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">365,504</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">365,504</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">-</td> <td></td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)		繰越欠損金	364,804		その他	700		計	365,504		評価性引当額	365,504		繰延税金資産合計	-	
繰延税金資産	(千円)																																																							
繰越欠損金	167,996																																																							
その他	204																																																							
計	168,200																																																							
評価性引当額	168,200																																																							
繰延税金資産合計	-																																																							
繰延税金資産	(千円)																																																							
繰越欠損金	280,947																																																							
その他	9,657																																																							
計	290,605																																																							
評価性引当額	290,605																																																							
繰延税金資産合計	-																																																							
繰延税金資産	(千円)																																																							
繰越欠損金	364,804																																																							
その他	700																																																							
計	365,504																																																							
評価性引当額	365,504																																																							
繰延税金資産合計	-																																																							
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度においては、税引前当期純損失のため法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との差異の調整については、記載を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度においては、税引前当期純損失のため法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との差異の調整については、記載を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度においては、税引前当期純損失のため法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との差異の調整については、記載を省略しております。</p>																																																						

(持分法損益等)

第4期(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

該当事項はありません。

第5期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

第6期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

第4期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	池田 武弘	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 25.4	-	-	資金の貸付 (注) 2	(注) 3	役員に対する 短期貸付金	50,000
								受取利息	195	-	-
役員	若本 英徳	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 5.7	-	-	資金の借入 (注) 2	(注) 4	役員からの 短期借入金	3,000
								支払利息	22	-	-
役員	竹中 靖典	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 10.1	-	-	資金の借入 (注) 2	(注) 5	役員からの 短期借入金	13,000
										一年内返済予 定の役員から の長期借入金	12,000
										役員からの 長期借入金	35,000
										支払利息	536

(注) 1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2. 資金の貸付、資金の借入については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 資金の貸付として50,000千円の貸付を行っております。

4. 資金の借入として3,000千円の借入を行っております。

5. 資金の借入として63,000千円の借入を、借入金の返済として3,000千円の返済を行っております。

第5期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社	株式会社 ヨドバシ カメラ	東京都 新宿区	50,000	小売業	(被所有) 直接 23.6 [6.5]	-	営業 取引	当社サー ビスに付 随する物 品の販売 (注) 2	29,875	売掛金	14,064
								当社サー ビスの販 売代理 (注) 2	31,568	未払金	11,323

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社サービスに付随する物品の販売及び当社サービスの販売代理については、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の[]内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				
役員	池田 武弘	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 13.7	-	-	資金の貸付 (注) 2	(注) 3	役員に対する 短期貸付金	43,800
								受取利息	347	-	-
役員	若本 英徳	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 3.7	-	-	資金の借入 (注) 2	(注) 4	-	-
								支払利息	2	-	-
元役員	竹中 靖典	-	-	-	-	-	-	資金の借入 (注) 2	(注) 5	-	-
								支払利息	337	-	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2. 資金の貸付、資金の借入については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 資金の貸付として43,800千円の貸付を、貸付金の返済として50,000千円の返済を受けております。

4. 借入金の返済として3,000千円の返済を行っております。

5. 借入金の返済として60,000千円の返済を行っております。

第6期（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社ヨド バシカメラ	東京都 新宿区	50,000	小売業	(被所有) 直接 33.6 [5.3]	営業 取引	当社サー ビスに付 随する物 品の販売 (注) 2	73,459	売掛金	1,431
							当社サー ビスの販 売代理 (注) 2	102,815	未払金	19,034

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社サービスに付随する物品の販売及び当社サービスの販売代理については、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の[]内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	池田 武弘	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 13.4	-	資金の貸付 (注) 2	(注) 3	役員に対 する短期 貸付金	73,803
							受取利息	490	-	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2. 資金の貸付については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 資金の貸付として30,003千円の貸付を行っております。

（1株当たり情報）

第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり 純資産額 3,472.29円	1株当たり 純資産額 3,940.09円	1株当たり 純資産額 6,842.67円
1株当たり 当期純損失金額 12,373.08円	1株当たり 当期純損失金額 23,727.12円	1株当たり 当期純損失金額 10,918.96円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
当期純損失（千円）	116,752	301,571	185,491
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	116,752	301,571	185,491
期中平均株式数（株）	9,436	12,710	16,988
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数1,300個） 新株予約権の詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類（新株予約権の数1,300個） 新株予約権の詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類（新株予約権の数3,200個） 新株予約権の詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

第4期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

該当事項はありません。

第5期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

第6期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

平成22年2月10日開催の取締役会において、次のとおり第三者割当増資を行うことを決議し、実施いたしました。

募集の方法 第三者割当増資
発行する新株式数 普通株式 137株
発行価額 1株につき73,000円
発行価額の総額 10,001,000円
資本組入額 1株につき36,500円
資本組入額の総額 5,000,500円
申込期日 平成22年2月22日
払込期日 平成22年2月22日
割当先及び割当株数 株式会社プレスホーム 137株
資金の用途 運転資金

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成22年7月27日	池田 武弘	神奈川県横浜市港南区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	安田企業投資4号投資事業有限責任組合無限責任組合員 安田企業投資株式会社代表取締役 藤井 常雄	東京都千代田区麹町四丁目2番地7	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,011	73,803,000 (73,000) (注)4	所有者の事情による
平成22年12月24日	投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド 無限責任組合員 大和企業投資株式会社代表取締役 上田 照章	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社ジャフコ代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	930	67,890,000 (73,000) (注)4	所有者の事情による
平成22年12月24日	大和企業投資株式会社代表取締役 上田 照章	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	-	ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社ジャフコ代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	270	19,710,000 (73,000) (注)4	所有者の事情による
平成22年12月24日	エヌアイエフジャパンファンド投資事業有限責任組合無限責任組合員 大和企業投資株式会社代表取締役 上田 照章	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	-	ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社ジャフコ代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	150	10,950,000 (73,000) (注)4	所有者の事情による
平成23年1月6日	りそなキャピタル1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 りそなキャピタル株式会社代表取締役 嶋田 昌美	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	-	ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社ジャフコ代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	142	10,366,000 (73,000) (注)4	所有者の事情による
平成23年1月6日	りそなキャピタル株式会社代表取締役 嶋田 昌美	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	-	ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社ジャフコ代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	142	10,366,000 (73,000) (注)4	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成23年12月16日	株式会社ヨドバシカメラ 代表取締役 藤沢 昭和	東京都新宿区北新宿三丁目20番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 有馬 英二	東京都千代田区永田町二丁目4番8号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	1,000	100,000,000 (100,000) (注) 5	所有者の事情による
平成23年12月16日	株式会社ヨドバシカメラ 代表取締役 藤沢 昭和	東京都新宿区北新宿三丁目20番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	MICイノベーション3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 モバイル・インターネットキャピタル株式会社 代表取締役 勝又 幹英	東京都港区赤坂一丁目11番28号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	1,000	100,000,000 (100,000) (注) 5	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く、以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成22年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む、以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は外国証券業者）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、直近の第三者割当増資による発行価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 移動価格は、類似会社比較方式及び時価純資産方式で算定した株価を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株数は、分割前の数を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)
発行年月日	平成22年2月22日	平成22年7月27日	平成22年8月23日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	137株	349株	1,400株
発行価格	73,000円 (注)4	73,000円 (注)4	73,000円 (注)4
資本組入額	36,500円	36,500円	36,500円
発行価額の総額	10,001,000円	25,477,000円	102,200,000円
資本組入額の総額	5,000,500円	12,738,500円	51,100,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	-	-	-

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
発行年月日	平成22年2月25日	平成22年12月21日	平成23年2月21日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 30株	普通株式 1,000株	普通株式 10株
発行価格	73,000円 (注)4	73,000円 (注)4	73,000円 (注)4
資本組入額	36,500円	36,500円	36,500円
発行価額の総額	2,190,000円	73,000,000円	730,000円
資本組入額の総額	1,095,000円	36,500,000円	365,000円
発行方法	平成21年3月31日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成22年12月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成22年3月31日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	(注)2

項目	新株予約権(4)	新株予約権(5)
発行年月日	平成23年3月29日	平成23年12月28日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 100株	普通株式 125株
発行価格	73,000円 (注)4	100,000円 (注)5
資本組入額	36,500円	50,000円
発行価額の総額	7,300,000円	12,500,000円
資本組入額の総額	3,650,000円	6,250,000円
発行方法	平成22年12月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成23年11月16日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3

(注)1. 第三者割当等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前の日より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除きます。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前の日より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。)の割当てを含みます。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含みます。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成23年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(行使等により取得する株式等を含みます。)を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、直近の第三者割当増資による発行価格を参考にして決定しております。
5. 発行価格は、類似会社比較方式及び時価純資産方式により算定された価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権(1)	新株予約権(2)
行使時の払込金額	73,000円	73,000円
行使請求期間	平成22年2月25日から 平成32年2月24日まで	平成22年12月21日から 平成32年12月20日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

	新株予約権(3)	新株予約権(4)
行使時の払込金額	73,000円	73,000円
行使請求期間	平成23年2月21日から 平成33年2月20日まで	平成23年3月29日から 平成33年3月28日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

	新株予約権(5)
行使時の払込金額	100,000円
行使請求期間	平成23年12月28日から 平成33年12月27日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

7. 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株数は、分割前の数を記載しております。

2【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社ブレースホーム 代表取締役 山崎 清二 資本金 40百万円	佐賀県神崎市神崎町枝ヶ 里331番地 1	建築業	137	10,001,000 (73,000)	-

(注) 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
安田企業投資4号投資事業有 限責任組合 無限責任組合員 安田企業投 資株式会社 代表取締役 藤井 常雄	東京都千代田区麹町四丁 目2番地7	ベンチャー キャピタル	349	25,477,000 (73,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)

(注) 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

株式(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
インテック・アイティ2号投 資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社イ ンテック・アイティ・キャピ タル 代表取締役 近藤 秀樹(注)1	東京都江東区新砂一丁目 3番3号	ベンチャー キャピタル	1,400	102,200,000 (73,000)	-

(注) 1. 当該第三者割当増資により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
新田 哲也(注)1	東京都世田谷区	会社役員	15	1,095,000 (73,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
山田 啓之(注)2	神奈川県藤沢市	会社役員	10	730,000 (73,000)	社外協力者
市川 貴弘	埼玉県上尾市	会社役員	5	365,000 (73,000)	社外協力者

(注) 1. 新田哲也は、平成24年3月16日開催の定時株主総会終結の時をもって、当社取締役を退任しております。

2. 山田啓之は、平成22年3月31日開催の定時株主総会において、当社監査役に選任され、就任しております。

3. 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
池田 武弘	神奈川県横浜市港南区	会社役員	500	36,500,000 (73,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)
原田 実	神奈川県横浜市港南区	会社役員	500	36,500,000 (73,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
貫井 健	東京都練馬区	会社役員	10	730,000 (73,000)	社外協力者

(注) 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権(4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小島 聡	埼玉県富士見市	会社役員	100	7,300,000 (73,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権(5)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
成田 徹	埼玉県川口市	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
石渡 寿治	神奈川県川崎市中原区	会社員	15	1,500,000 (100,000)	当社の従業員
鈴木 香世子	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	15	1,500,000 (100,000)	当社の従業員
関口 勝夫	東京都港区	会社員	15	1,500,000 (100,000)	当社の従業員
濱川 雅人	東京都武蔵野市	会社員	15	1,500,000 (100,000)	当社の従業員
富士田 覚	東京都板橋区	会社員	15	1,500,000 (100,000)	当社の従業員
石塚 有希子	神奈川県川崎市川崎区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員
三浦 まり子	東京都中野区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員
三船 浩子	神奈川県川崎市高津区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員

(注) 当社は、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
株式会社ヨドバシカメラ (注) 1、2	東京都新宿区北新宿三丁目20番1号	430,000	17.15
池田 武弘(注) 1、4	神奈川県横浜市港南区	332,500	13.26
		(182,500)	(7.28)
原田 実(注) 5	神奈川県横浜市港南区	232,500	9.27
		(182,500)	(7.28)
ジャフコ・スーパーV3共有投資 事業有限責任組合(注) 1	東京都千代田区大手町一丁目5番1 号	163,400	6.52
インテック・アイティ2号投資事 業有限責任組合(注) 1	東京都江東区新砂一丁目3番3号	140,000	5.58
安田企業投資4号投資事業有限責 任組合(注) 1	東京都千代田区麹町三丁目3番地8	136,000	5.42
藤沢 昭和(注) 1、3	東京都渋谷区	100,000	3.99
ニッセイ・キャピタル4号投資事 業有限責任組合(注) 1	東京都千代田区永田町二丁目4番8 号 ニッセイ永田町ビル	100,000	3.99
M I C イノベーション3号投資事 業有限責任組合(注) 1	東京都港区赤坂一丁目11番28号	100,000	3.99
投資事業組合オリックス9号 (注) 1	東京都港区浜松町二丁目4番1号	80,000	3.19
吉澤 敏行(注) 1	東京都渋谷区	77,500	3.09
若本 英徳(注) 7	東京都港区	66,600	2.66
		(10,000)	(0.40)
株式会社ネットジャパン	東京都台東区上野五丁目24番16号	58,000	2.31
坂巻 和彦	千葉県市原市	50,000	1.99
ジョルダン株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号	50,000	1.99
横浜メリット1号投資事業有限責 任組合	神奈川県横浜市中区日本大通7番地 日本大通7ビル8階	44,000	1.75
株式会社プラネット社	東京都港区高輪四丁目17番9-304 号	41,100	1.64
株式会社スカイパネル総研	東京都新宿区高田馬場三丁目23番3 号ORビル	40,000	1.60
		(40,000)	(1.60)
金井 康友	山梨県甲府市	28,600	1.14
竹中 広幸	東京都江東区	25,300	1.01
鈴 俊子	東京都板橋区	21,000	0.84
遠藤 孝	埼玉県春日部市	20,000	0.80
みなとみらいベンチャー投資番号 投資事業組合	神奈川県横浜市中区日本大通7番地 日本大通7ビル8階	14,000	0.56
育京 由勝	東京都足立区	13,700	0.55
株式会社プレスホーム	佐賀県神埼市神埼町枝ヶ里331番地 1	13,700	0.55
植松 時子	東京都港区	13,600	0.54
金子 健男	東京都豊島区	11,000	0.44

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
小幡 順	岩手県奥州市	10,000	0.40
ゼネラルエンジニアリング株式会 社	東京都大田区南蒲田二丁目16番1号	10,000	0.40
小島 聡(注)6	埼玉県富士見市	10,000 (10,000)	0.40 (0.40)
堀口 謙治	東京都豊島区	8,000	0.32
割田 千代子	長野県中野市	5,500	0.22
宇城 和典	東京都台東区	5,000	0.20
野尻 力	千葉県松戸市	5,000	0.20
松本 洋一	東京都港区	5,000 (5,000)	0.20 (0.20)
長谷川 英之	東京都品川区	4,000	0.16
石谷 守道	埼玉県さいたま市岩槻区	4,000	0.16
下野 和弥	大阪府箕面市	4,000	0.16
安井 英夫	神奈川県横浜市西区	3,500	0.14
秋山 秀利	千葉県浦安市	3,000	0.12
大塚 浩久	東京都江東区	3,000	0.12
佐々木 一成	埼玉県春日部市	2,500	0.10
成田 徹(注)8	埼玉県川口市	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
新田 哲也	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
石渡 寿治(注)8	神奈川県川崎市中原区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
鈴木 香世子(注)8	神奈川県横浜市鶴見区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
関口 勝夫(注)8	東京都港区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
濱川 雅人(注)8	東京都武蔵野市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
富士田 覚(注)8	東京都板橋区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
吉田 満	東京都江東区	1,000	0.04
谷? 龍二	東京都港区	1,000	0.04
近藤 吉輝	千葉県香取市	1,000	0.04
若林 久雄	千葉県船橋市	1,000	0.04
吉澤 千草	東京都渋谷区	1,000	0.04
増田 正行	千葉県船橋市	1,000	0.04
貫井 健	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
山田 啓之(注)7	神奈川県藤沢市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
石塚 有希子(注)8	神奈川県川崎市川崎区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
三浦 まり子(注)8	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
三船 浩子(注)8	神奈川県川崎市高津区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
市川 貴弘	埼玉県上尾市	500 (500)	0.02 (0.02)
麻生 秀和	東京都台東区	100	0.00
原田 圭一	千葉県習志野市	100	0.00
計	-	2,507,700 (446,500)	100.00 (17.81)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の資本的関係会社)

3. 特別利害関係者等(当社の資本的関係会社の役員)

4. 特別利害関係者等(当社の代表取締役CEO)

5. 特別利害関係者等(当社の取締役COO)

6. 特別利害関係者等(当社の取締役)

7. 特別利害関係者等(当社の監査役)

8. 当社の従業員

9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月6日

株式会社 ワイヤレスゲート
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中川 一之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワイヤレスゲートの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲートの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月6日

株式会社 ワイヤレスゲート
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中川 一之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワイヤレスゲートの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲートの平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年6月6日

株式会社 ワイヤレスゲート
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 一之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワイヤレスゲートの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲートの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。